

小・中学校における
「通級による指導」事務の手引

令和8年度改訂版

宮崎県教育委員会

目次

I 通級による指導とは

1	通級による指導の定義	1
2	通級による指導の対象	1
3	通級による指導における「特別の教育課程」	2
4	通級による指導の授業時数	3
5	通級による指導を行う場合の主な留意事項	3

II 通級による指導 関係要綱・要領等

1	通級による指導実施要綱	5
2	小・中・義務教育学校における通級指導教室実施要領	11
3	巡回による指導ガイドライン	13

III 通級による指導の事務手続要領

1	自校通級による指導の手続	24
2	同一市町村内の学校における他校または巡回による通級指導の手続	26
3	市町村が異なる学校における他校または巡回による通級指導の手続	29
4	県立特別支援学校における通級による指導の手続	32
5	県立中学校等における他校または巡回による通級指導の手続	35

IV 様式

様式1	(通知)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	38
様式2	(通知)	市町村教育長	⇒	在 schools 長	39
様式3	(通知)	市町村教育長	⇒	通級指導校長	40
様式4	(通知)	市町村教育長	⇒	他市町村教育長	41
様式5	(通知)	他市町村教育長	⇒	通級指導校長	42
様式6	(通知)	市町村教育長	⇒	県教育長	43
様式7	(通知)	県教育長	⇒	市町村教育長他	44
様式8	(通知)	通級指導校長	⇒	在 schools 長	45
様式10	(通知)	市町村教育長	⇒	他市町村教育長	46
様式11	(通知)	市町村教育長	⇒	保護者	47
様式13	(通知)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	48
様式15	(通知)	市町村教育長	⇒	在 schools 長・保護者	49
様式16	(通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	50
様式17	(通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	51

(注) 上記に示した様式は参考様式です。定められた手続に必要な書類の様式を各市町村で定めても結構です。

[市町村教育委員会が県教育委員会へ提出する指定様式]

様式9	(届)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	52
様式12	(届)	市町村教育長	⇒	県教育長	54
様式15	(通知)	市町村教育長	⇒	県教育長	(49)

[電磁化に係る様式9、12、15の試行様式]

電磁様式	(届)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	⇒	県教育長	56
------	-----	-------------	---	--------	---	------	-------	----

※ 令和8年度より、電磁化への移行に向けて運用を試行します。当面の間、紙及び電磁様式の見当は、市町村教育委員会の判断とします。いずれかを選んで運用してください。

※ 電磁化に係る様式9、12、15の試行様式(電磁様式)は、次回の手引の改訂に向けて、更新しますので、年度ごとに最新の様式を確認の上で、作成してください。

※ 他市町村及び特別支援学校の通級指導教室での指導については、紙媒体での運用とします。

[県立中学校用]

様式18	(通知)	在 schools 長	⇒	県教育長	57
様式19	(通知)	県教育長	⇒	在 schools 長	58
様式20	(通知)	県教育長	⇒	市町村教育長	59
様式21	(通知)	市町村教育長	⇒	通級指導校長	60
様式22	(通知)	通級指導校長	⇒	在 schools 長	61
様式23	(届)	在 schools 長	⇒	県教育長	62
様式24	(通知)	県教育長	⇒	市町村教育長	64
様式25	(通知)	県教育長	⇒	保護者	65
様式26	(通知)	在 schools 長	⇒	県教育長	66
様式27	(通知)	県教育長	⇒	市町村教育長他	67

◆ 参考様式(通級による指導の計画).....	68
-------------------------	----

V 参考資料

1	学校教育法施行規則の一部改正等について(通知).....	70
2	通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知).....	74
3	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知).....	78
4	学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知).....	84
5	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知).....	91
6	平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について.....	96
7	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知).....	104
8	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知).....	109
9	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要).....	112

I 通級による指導とは

I 通級による指導の定義

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している、障がいにより一部特別な支援を必要とする児童生徒を対象として、その障がいの状態に応じ、個別指導を中心とした特別の指導を、通級指導教室という特別な指導の場で行うものである。通級による指導は、週に数単位時間程度の指導であるため、教科の学習等大半の授業は、通常の学級で受ける。つまり、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、児童生徒のニーズに応じて行うことにより、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながる効果的な指導であるといえる。

2 通級による指導の対象

通級による指導の対象となるのは、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒である。対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の教育支援委員会等や保護者などの意見を聞き、障がいの状態及び発達段階や特性等を考慮して、在籍校の校長が適切に判断することが必要である。なお、他の学校に通ってこの指導を受ける場合は、在籍校の校長が、その授業を自校の授業とみなすことができる。

「通級による指導」を行う場合のその指導の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されている。

区 分	障 害 の 程 度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

区 分	障 害 の 程 度
弱 視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難 聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので
注意欠陥 多動性障害 (ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので
肢体不自由 者、病弱者及 び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

3 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導は、(特別の指導を)「教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程の編成を行う各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行った上で判断する。

このことは他校通級や巡回指導の場合も同様であり、その児童生徒が受ける教育課程の編成は在籍する学校の校長が行う。しかしながら、通級による指導の指導内容や指導時間については、学校の設置者の定めるところにより、他校通級や巡回指導を実施する学校が検討することになるため、あらかじめ両校の間で十分に協議することが必要である。

(届け出られた「特別の教育課程」の文書保存年限について)

通級による指導に関して届け出られた「特別の教育課程」が、義務教育費国庫負担金算定の際の根拠資料となりますので、教育委員会においては、「特別の教育課程」の届出がなされてから概ね7年程度保存していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、各学校から学校設置者の教育委員会に届け出られた「特別の教育課程」の原本の写し又はこれに相当する文書(電磁的記録を含む)等を保存していただくようお願いいたします。

平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について(令和2年4月17日 文部科学省初等中等教育局 抜粋)

4 通級による指導の授業時数

通級による指導を行う場合の指導時間は、週1～8単位時間行うことが標準とされている。ただし、LD及びADHDについては、児童生徒の状況によって、月1単位時間からの指導を行うことが可能である。

5 通級による指導を行う場合の主な留意事項

ア 通級による指導を行う児童生徒の週当たりの授業時数については、その児童生徒の障がいの状態を十分考慮して負担過重とならないように配慮すること。

イ 通常の学級の授業の一部を抜けて、通級指導教室など特別な場において指導を受けられる場合、積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなる教科を避ける工夫等を行うこと。

ウ 指導に当たっては、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行うこと。

エ 指導要録の記載については「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間、指導内容や結果等を記載すること。

なお、これらの児童生徒について、個別の指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

オ 指導に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学校の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携が図られ、通級による指導が通常の学級において生かされるよう留意すること。

カ 通級による指導を担当する教員は、基本的には一つの障がいの種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性に応じて、当該障がいの種類とは異なる障がいの種類に該当する児童生徒を指導することが出来ること。

キ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担当教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各教育事務所に設けられた広域エリアサポートチームや巡回相談等を活用すること。

ク 通級による指導を受けることに関する判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることがないように留意し、総合的な見地から判断すること。

ケ LD（学習障がい）又はADHD（注意欠陥多動性障がい）の児童生徒については、通級による指導を受けることが必要とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

コ 通級による指導において単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級

による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意すること。

※ 「特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」に関する例

【例1 言語障がいのある児童生徒に対して（国語及び外国語活動又は英語）】

・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導

【例2 自閉症のある児童生徒に対して（国語）】

・意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちをを読み取る指導

※ 通級による指導の計画を作成する際には、68ページの参考様式（通級による指導の計画）を活用することができます。

II 通級による指導 関係要綱・要領等

通級による指導実施要綱

宮崎県教育庁特別支援教育課

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県において通級による指導を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱及び第6条に規定する通級指導教室設置要領において、次の表の右欄に掲げる事項は、それぞれ同表の左欄のように略称する。

左 欄	右 欄
通級による指導	小学校又は中学校、義務教育学校等(以下「小学校等」という。)の通常の学級に在籍する、障がいにより一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障がいの状態に応じて行われる特別の指導
通級指導教室	通級による指導を行う特別の指導の場
対象児童生徒	通級による指導の対象となる児童生徒
通級児童生徒	現に通級による指導を受けている児童生徒
施行規則	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
在 学 校	通級児童生徒が在籍する小学校等
通級指導校	通級児童生徒に対し通級による指導を行う指導者(以下「通級担当教員」という)が勤務する小学校等
特別支援学校	小学校等の通級児童生徒に対し通級による指導を行う県立の聴覚障がい者・視覚障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
自校通級指導	在学校において行われる通級による指導(次条第1号の場合)
他校通級指導	同一市町村内の他の通級指導校において行われる通級による指導(次条第2号の場合)
巡回通級指導	同一市町村内の通級担当教員が、通級児童生徒の在学校において訪問により行う指導(次条第3号の場合)
他市町村他校通級指導	他市町村の通級指導校において行われる通級による指導(次条第4号の場合)
他市町村巡回通級指導	他市町村の通級担当教員が、通級児童生徒の在学校において訪問により行う指導(次条第5号の場合)
県立学校通級指導	特別支援学校において行われる通級による指導(次条第6号の場合)

(通級による指導の形態)

第3条 通級による指導の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通級児童生徒が在学校の通級指導教室に通級する場合
- (2) 通級児童生徒が同一市町村内の通級指導校の通級指導教室に通級する場合
- (3) 通級児童生徒が同一市町村内の通級担当教員の訪問により在学校で指導を受ける場合
- (4) 通級児童生徒が他市町村の通級指導校の通級指導教室に通級する場合
- (5) 通級児童生徒が他市町村の通級担当教員の訪問により在学校で指導を受ける場合
- (6) 通級児童生徒が特別支援学校の小学部又は中学部での他校通級指導または巡回通級指導を受ける場合

(対象児童生徒)

第4条 対象児童生徒とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、障がいの状態に応じた特別の指導を行うことを必要とする者とする。

- (1) 言語障がい者
- (2) 自閉症者
- (3) 情緒障がい者
- (4) 弱視者
- (5) 難聴者
- (6) 学習障がい者
- (7) 注意欠如多動性障がい者
- (8) その他、障がいのある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当な者

(通級児童生徒の判断及び教育支援)

第5条 通級児童生徒の判断については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)及び障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)に定めるところによる。

- 2 通級児童生徒の判断に当たっては、児童生徒の障がいの状態及び特性等を考慮するとともに、障がいの状態の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うよう配慮するものとする。
- 3 前2項の場合においては、障がいのある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村教育委員会は市町村教育支援委員会等の意見を必要に応じて聴取し、総合的な見地をもって判断するものとする。
- 4 通級児童生徒に対して適切な指導を行うために、在学校は、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

- 5 通級による指導を実施するに当たっては、通級担当教員が通級児童生徒の在籍学級の担任教員等との間で、相互に定期的な情報交換又は助言を行うなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮するものとする。

(通級指導教室の運用)

第6条 通級指導教室の運用については、県教育委員会が小・中・義務教育学校における通級指導教室実施要領により別に定める。

(自校通級指導の実施)

第7条 在学校の校長は、自校通級指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討したうえで、その旨を通知するものとする。

- 2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による指導を行うことが適当かどうかを判断し、在学校の校長に通知するものとする。

(同一市町村内での他校及び巡回通級指導の実施)

第8条 市町村教育委員会は、管内の他校通級指導受け入れ校及び巡回通級指導校について調整を行っておくものとする。

- 2 在学校の校長は、同一市町村内の通級指導校による他校通級指導又は巡回通級指導を行う必要があるときは、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討したうえで、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による指導を行うことが適当かどうかを判断し、在学校の校長及び通級指導校の校長に通知するものとする。就学予定者についても同様とする。
- 4 前項の場合において、通級指導校は、他校又は巡回通級指導の要請に対して積極的に協力するものとする。

(他市町村での他校及び巡回通級指導の実施)

第9条 市町村教育委員会は、他市町村教育委員会に設置されている通級指導教室の活用について、近隣の市町村教育委員会と調整を行っておくものとする。

- 2 在学校の校長は、他市町村の通級指導校による他校又は巡回通級指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討したうえで、その旨を通知するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による指導を行うことが適当かどうかを判断するものとする。

- 4 前項の場合において他市町村の通級指導校による他校又は巡回通級指導を行うことが適当と認めるときは、市町村教育委員会は、通級児童生徒の特別の教育課程についてあらかじめ他市町村教育委員会と協議するものとする。
- 5 市町村教育委員会は、前項の協議が整ったときは、在学校の校長及び他市町村教育委員会に対し、通級による指導を実施する旨及び通級児童生徒の氏名及び通級指導校等を通知するものとする。就学予定者についても同様とする。
- 6 他市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、通級指導校の校長に対し通級による指導を実施する旨及び通級児童生徒の氏名及び在學校等を通知するものとする。
- 7 前項の場合において、通級指導校は、他校又は巡回通級指導の要請に対して積極的に協力するものとする。

(巡回通級指導の運用)

- 第10条 市町村教育委員会は、巡回通級指導を行う通級担当教員の身分の保障を行うものとする。
- 2 巡回通級指導を行う通級担当教員の旅費は、通級指導校の配分内旅費で支出するが、不足分については、教育事務所へ追加配分を申請できるものとする。
 - 3 巡回通級指導を受ける在學校においては、教室や教材等の環境整備や校内体制を整えるものとする。

(特別の教育課程)

- 第11条 通級による指導を行う場合の教育課程は、施行規則第73条の2第1項に規定する特別の教育課程によるものとする。この場合においては、通級児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小・中学校等の正規の教育課程に加え又はその一部に替えることができる。
- 2 前項の場合においては、在学校の校長は、通級児童生徒が他校通級指導による通級指導校及び通級による指導を行う特別支援学校において受けた授業を、在學校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるものとする。
 - 3 市町村教育委員会は、通級児童生徒に係る特別の教育課程を、県教育委員会に届けるものとする。

(特別の指導)

- 第12条 前条第1項に規定する特別の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的としたものとし、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、自立活動に相当する指導を実施するものとする。
- 2 前項の特別の指導を行う場合において、特に必要があるときは児童生徒の障がいの状態に応じ、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができる。その場合、各教科の内容の定着を目的とした補充的な指導とならないように十分留意すること。

3 前2項に規定する特別の指導の授業時数は、次によるものとし、児童生徒の障がいの状態を十分考慮して、負担過重とならないよう配慮するものとする。

(1) 学習障がい及び注意欠如多動性障がい以外の障がい種

年間35単位時間から280単位時間まで(週に1単位時間から8単位時間まで)を標準とする。

(2) 学習障がい及び注意欠如多動性障がいの児童生徒について

年間10単位時間(月に1単位時間程度)から280単位時間(週に8単位時間程度)までを標準とする。

(自校通級指導の終了)

第13条 在学校の校長は、自校通級指導を行う必要がなくなったと判断するときは、市町村教育委員会に対しその旨を通知するものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の規定による通知を受けた児童生徒について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長に対しその旨を通知するものとする。

3 前項の場合においては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村教育支援委員会等の意見を必要に応じて聴取するものとする。

(他校及び巡回通級指導等の終了)

第14条 在学校の校長は、通級指導校の校長の意見を聞いた上で、他校又は巡回通級指導及び他市町村の他校又は巡回通級指導を行う必要がなくなったと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長、通級指導校の校長、(他市町村(他校又は巡回)通級指導の場合にあっては、他市町村教育委員会)に対し、その旨通知するものとする。

3 前項の場合においては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村教育支援委員会等の意見を必要に応じて聴取するものとする。

(指導記録等)

第15条 通級による指導を行う学校(第3条各号に掲げる在 school、通級指導校、特別支援学校)は、通級による指導の記録を作成し、通級児童生徒の氏名、在 school 名、通級による指導に係る週当たりの授業時数及び指導期間等を記載し、適正に管理するものとする。

2 他校及び巡回通級指導、他市町村(他校又は巡回)通級指導又は特別支援学校の通級指導の場合にあっては、通級指導校及び特別支援学校の校長は、前条の指導の記録の写しを年度ごと又は通級による指導の終了後速やかに、在 school の校長に通知するものとする。

3 在學校は、第1項の指導の記録(前項の指導の記録の写しを含む。)に基づき、通級児童生徒に係る指導要録の様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級指導校名、通級による指導の週当たりの授業時数及び指導期間、通級による指導の内容、指導の成果について記載するものとする。

ただし、通級による指導に関する記載すべき事項を個別の指導計画に記入している場合は、その写しを指導要録の様式に添付することで指導要録の記入に替えることも可能とする。

(その他)

第16条 この要綱及び第6条に規定する小・中・義務教育学校における通級指導教室実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正する要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正する要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正する要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正する要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改正する要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要領は、通級による指導実施要綱第6条の規定に基づき、市町村教育委員会(以下「市町村」という)が設置する小・中学校等の通級指導教室を運用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(教員の配置)

第2条 通級による指導を行う指導者(以下「通級担当教員」という)の配置基準は、原則として通級児童生徒数13人を標準とする。その際、単一校のみならず隣接する複数の学校で13人とすることも可とする。ただし、へき地や該当となる児童生徒数が少ない障がい種における通級指導教室については、13人未満であっても教員の配置を検討する。

2 通級担当教員を配置する学校の選定においては、設置された学校の児童生徒のみならず、近隣の児童生徒も指導の対象とすることから、地域における通級による指導の拠点となる学校となり得るように、地域性、交通の利便性及び継続性等を考慮しなければならない。

3 県教育委員会(以下「県」という)は、国の法令に基づき通級指導教室の設置ができるよう、市町村と協議しながら必要な措置をとるものとする。

4 通級指導教室の設置の認可申請は、通級指導教室設置計画書一覧(様式3-1、3-2)に次の各号に掲げる書類を添付して行う。

(1) 通級指導教室設置計画書一覧(様式1)

(2) 通級指導教室対象児童生徒一覧(様式2)

※ 様式1、様式2、様式3については、毎年の設置予定調査実施時に、県教育庁特別支援教育課より、各市町村教育委員会に配付する。

5 県は、認可申請があったときは、第1項に規定する設置基準を満足しているかどうか、その他必要な事項を審査のうえ、設置の可否について市町村に通知する。

(職務)

第3条 通級担当教員は、特別支援教育に関する専門性と指導力を有し、通常の学級担任、教科担任等への助言等の支援にも対応可能な教員とし、通級指導校の校長が所属常勤職員の中から1名任命する。通級担当教員の職務は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 通級児童生徒の指導に関すること。

(2) 通級児童生徒の「通級による指導の計画」の作成及び活用に関すること。

(3) 通級児童生徒の在籍学級又は在籍学校との連携に関すること。

(4) 通級児童生徒の指導に必要な特別支援学校等、関係機関との連携に関すること。

(5) 自校の校内支援体制の充実に関すること。

(6) 巡回通級指導を行う学校及び通級児童生徒が在籍する学校の校内支援体制の充実に関すること。

(7) 特別支援教育に関する研修等への協力に関すること。

(8) 他校通級指導や巡回通級指導の実施に関すること。

(9) 当該市町村教育委員会が指定したエリア内の通級による指導の周知や、通常の学級の特別支援教育の推進に関すること。

(通級担当教員への配慮事項)

第4条 通級担当教員は近隣の学校を含む児童生徒への指導をすべての時間で担うことから、教科等の授業を受け持たず、通級による指導に専念できるようにすることを原則とする。

- 2 通級担当教員には、原則として部主任、学級担任等の他の校務分掌を兼任させてはならない。また、全学年の生徒を対象とすることから、特定の学年への所属とせず、必要に応じて、どの学年にも関わることができるようになることが望ましい。
- 3 通級による指導は、通常の学級における指導・支援との連続性が不可欠であることから、通級児童生徒への指導・支援に当たっては、通級担当教員だけで取り組むのではなく、校内の全教職員で組織的に取り組むよう留意すること。その際、管理職は通級による指導を生かした校内支援体制づくりに配慮すること。

(巡回又は他校における通級指導)

第5条 通級指導教室が設置されていない学校に在籍する対象児童生徒は、他校又は他市町村に設置された通級指導校の担当教員の在学学校への訪問又は通級指導校の通級指導教室において、通級による指導を受けることができる。

- 2 通級指導校は、他の学校に在籍し、通級による指導を受けることができない対象児童生徒に対する巡回又は他校における通級指導に積極的に協力しなければならない。
- 3 特別支援学校は、前2項の場合に準じて通級による指導を行うものとする。

(継続、廃止)

第6条 通級指導教室を引き続き設置する場合の設置基準及び手続については、第2条の規定を準用する。

- 2 通級指導生徒数が基準日(5月1日現在)において13人に満たない教室については、第2条1項要件を除き、原則、通級による指導に係る教員の算定ができない。
- 3 市町村は、通級指導教室を廃止する場合又は通級指導教室の障がい種を変更する場合にあっては、あらかじめ県と協議した上で、速やかに届けるものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正する要綱は、令和6年4月1日から施行する。

巡回による通級指導ガイドライン

宮崎県教育委員会

I 概要と運用の基本

1 巡回による通級指導とは

通級指導教室は、通常の学級に在籍する言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠如（陥）多動症等（以下、「発達障がい等」という。）のある児童生徒を対象とし、通級による指導を行うものである。しかし、通級指導教室のない学校の対象となる児童生徒は、その多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導教室に保護者等の送迎により通い指導を受けていた。

家庭の事情等で通級指導教室設置校に通うことのできない児童生徒も、在籍校で障がいの状態に応じた教育を受けられるように、通級による指導担当者が対象となる児童生徒の在籍校を巡回して指導する制度が、巡回による通級指導である（以下、対象となる児童生徒の在籍校を「巡回先校」と呼ぶものとする。）。

2 巡回による通級指導に期待される効果

発達障がい等のある児童生徒は、全ての学校に在籍していると推定し、学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を受けられる巡回による通級指導の体制を全ての学校で整備することにより、以下のような効果が期待できる。

- (1) 発達障がい等がある児童生徒の困難さを効果的に改善し、一人一人の学習能力や集団への適応能力を伸ばす。
- (2) 保護者や児童生徒が他校通級する際に生じる送迎の負担を軽減し、移動時間によって児童生徒が受けられない授業の時間をなくす。
- (3) 他校通級の場合と比較して、巡回による通級指導担当者と学級担任等がより密接に連携し、校内での共通理解を深める。
- (4) 巡回による通級指導担当者が、巡回先校で児童生徒の行動観察をすることにより、困難さのある児童生徒を早期に発見し、適切な支援を行う。
- (5) 巡回する通級指導担当者が、通常の学級担任等に対し、具体的な指導内容や方法等について助言することで、特別支援教育の考え方を踏まえた指導や支援を推進する。
- (6) これまで特別の指導の意義や内容などを知る機会がなかった児童生徒や保護者に対し、特別支援教育への理解を進める。

3 巡回による通級指導の運用及び事務手続き

実施場所が巡回先校となることを除き、対象となる児童生徒や指導内容は、すでに設置されている通級指導教室と同様とする。巡回による通級指導の指導教室や教材・教具・備品等（以下、教材等）については、対象となる児童生徒の指導内容に応じて巡回先校が準備する。巡回先校を所管する市町村教育委員会は、巡回先校の巡回による通級指導の指導教室や教材等について、巡回先校の管理職や特別支援教育コーディネーター及び学級担任等と連携し、適切に整備を行う。

巡回による通級指導に係る児童生徒の事務手続きについては、他校通級と同様とし、小・中・義務教育学校における「通級による指導」事務の手引の事務手続要領に則って行う。

4 巡回による通級指導担当者の巡回先校での業務

巡回先校においては、宮崎県教育委員会教職員課が定める「宮崎県公立学校教職員の兼務・兼職要領」により、身分を明らかにする。（巡回による通級指導担当者の勤務校について、所属校を「本務校」、兼務・兼職となる学校を「巡回先校」と呼ぶものとする。）また、その詳細については、別添の「巡回による通級指導担当者の人事管理」を参考に、本務校を所管する市町村教育委員会が適切に定めるものとする。

巡回先校での具体的な業務内容は、以下を参考として、本務校及び巡回先校の管理職等の協議により決定するが、必要に応じて、本務校を所管する市町村教育委員会に意見を求めることとする。

ただし、巡回先校においては、通級による指導に専念するため、校務分掌はもたないこととする。

- (1) 授業(通級による指導)
- (2) 通級を利用する児童生徒の在籍学級の授業参観(※通級による指導の時間には含まれない。)
- (3) 授業後の指導記録の記入(保護者や学級担任等との連絡ノートの記入)
- (4) 特別支援教育コーディネーターと時間割等の打ち合わせ
- (5) 学級担任等との指導や支援等についての情報交換及び助言者としての関わり
- (6) 通級による指導の利用を検討する児童生徒の教育相談、授業参観、実態把握、まとめ、保護者面談 等
- (7) 個別の指導計画の作成及び修正の助言(作成は、巡回先校の対象児童生徒の学級担任)

その他の業務として、巡回先校の職員会及び職員研修等への参加、通級による指導の啓発資料の作成、自閉症・情緒障がい特別支援学級の自立活動の授業の助言等が考えられる。

5 巡回による通級指導の運用についての留意事項

通級指導を受ける児童生徒は、大部分の時間を通常の学級で過ごすことから、発達障がい等のある児童生徒の指導や支援は、巡回による通級指導担当者のみが行うのではなく、全ての教職員が取り組む必要がある。また、通級による指導の内容や児童生徒の伸長の状況については、通常の学級担任をはじめ、学校全体で共有し、指導や支援の体制を充実させることが必要である。

特に、巡回による通級指導担当者と通常の学級担任等の連携を促進することで、通級による指導を受ける児童生徒が学んだことを在籍学級で発揮する場面の設定が可能となり、児童生徒の困難の改善がより効果的に図られることが期待できる。

なお、巡回先校は、巡回による通級指導担当者と通常の学級担任等の連携に当たり、協働のためのツールの活用や、指導内容等の情報共有の時間の確保に努めるものとする。

II 開始・運用等に関するQ&A

I 通級による指導の開始に向けた巡回先校の準備に関すること

- 宮崎県で、巡回による通級指導が可能な通級指導教室の障がい種を教えてください。

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD の通級指導教室で巡回による通級指導が行われています。利用を希望する際は、学校の設置者である市町村教育委員会に相談してください。

- 巡回による通級指導の対象となる児童生徒について教えてください。

自校通級と同様に、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、障がいに応じた特別の指導（困難さを克服するための自立活動に相当する内容）を必要とする程度のもとなります。

なお、障がいのある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会等の意見等を十分に考慮する必要があります。巡回による通級指導を希望する児童生徒がいる場合も同様に、利用の検討に当たっては、実態把握、在籍学級内での指導の工夫、学校・家庭からの情報収集、本人・保護者との教育相談を行い、医学的な診断の有無にとられることのないよう留意しながら総合的な見地から判断します。

- 巡回による通級指導を希望する児童生徒がありますが、すぐに開始できますか。

校内委員会における検討や市町村教育委員会の助言等を経て、当該児童生徒にとって通級による指導が適切であると判断されれば、年度途中で指導を開始することは可能です。

しかし、特に巡回による通級指導においては、市町村教育委員会と連携し、通級指導校をどこにするか確認する必要もあるため、それらに要する時間の確保が必要です。

なお、通級指導教室の設置や運用については、学校の設置者である市町村教育委員会との十分な連絡調整を行うことが大切です。

- 4月より巡回による通級指導を利用する児童生徒がいる場合、準備はいつから始めればよいですか。

県では、11月頃に、次年度の通級指導教室新設・増設等調査を市町村教育委員会に対して行い、通級による指導担当者の配当数を決定しています。また、指導ができる教室が設置できるように、教室数の調査も合わせて行います。

市町村教育委員会では、調査に向けて、対象となる児童生徒を把握し、巡回指導も含め、全ての対象となる児童生徒の指導が、既設置の通級指導教室だけで可能か、あるいは、新たに通級指導教室を設置する必要があるかを判断することになります。

そのため、学校では、在籍児童生徒が次年度から通級による指導を利用する場合、10月までには、本人・保護者等の意向の確認や、専門的な調査検討、教育相談等を済ませておく必要があります。

また、市町村教育委員会は、次年度に入学・進学する児童生徒についても、10月頃には、本人・保護者の意向を確認するとともに、専門的な調査検討、及び、入学・進学先の学校における教育相談等の連絡調整の仕組みを整え新設・増設等調査に備える必要があります。

※他の月に開始する場合も、これらの手続きをする期間が必要であることを踏まえて準備します。

- 事務手続きは、どのように進めればよいですか。

事務手続きについては、所管の市町村教育委員会の裁量で行われます。

市町村教育委員会は、あらかじめ手続方法や相談窓口を明確にしておく必要があります。

巡回による通級指導担当者の本務校と巡回先校の校長間及び事務室の担当者間で共通理解の上で進めてください。

○ 誰が中心になって準備を進めればよいですか。

具体的な準備は、児童生徒の在籍校（巡回先校）の管理職が中心となり、市町村教育委員会や巡回による通級指導担当者と連携して進めていきます。

巡回先校は、通級による指導の開設が初めてとなる場合もあるため、市町村教育委員会は、計画的に対象となる児童生徒について把握し、随時、開設に向けて助言をするとよいでしょう。

また、市町村教育委員会は、あらかじめ「巡回による通級指導担当者が行うこと」と「巡回先校が行うこと」を明確にしておく、スムーズです。

例 1) 時間割の調整と作成は、巡回先校の特別支援教育コーディネーターが行う。

例 2) 巡回による指導に必要な教材等は、巡回先校が準備と保管及び管理を行う。など
なお、巡回による通級指導の開設は、自校での通級指導教室の開設と同様に進めるとよいでしょう。

【参考】 文部科学省の資料

① 障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A (改訂第 3 版) *

- ・ Q51 『教育委員会として、通級指導教室の開設はどのように進めたらよいでしょうか。』
- ・ Q 8 『通級による指導が必要な児童生徒かどうかの判断は誰がどのようにして行うのですか』

*自治体(市町村教育委員会)に 1 冊配付しています。



初めて通級による指導を担当する
教師のためのガイド

② 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

- ・ 第 2 章 通級指導の 1 年間の流れ

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/>

詳しい準備のスケジュールは、本ガイドライン末尾の【別表】「巡回先校の「巡回による通級指導」の開始に向けた事前の準備やスケジュール(例)」を参考にしてください。

○ 使用する教室は、普段は使っていない教室や相談室等を兼用しても大丈夫ですか。

各学校の実情に応じて教室を兼用しているケースもありますが、児童生徒の心身への負担を考慮して、巡回による通級指導の指導教室は固定とし、優先して使えるように配慮することが望ましいです。

- ・ 教材等の保管場所や、若干体を動かすスペースが必要となります。
- ・ 心身への配慮のために、空調や衝立・ブラインドの設置が必要となります。
- ・ ICT やアプリの活用のために、Wi-fi 環境が整っている教室が望ましいです。

[考えられる新設の通級による指導を行う教室の備品等の例]

- | | | |
|-----------------|---------------------|------------------|
| ・指導者用の事務机及び椅子 | ・児童生徒用の机及び椅子 | ・会議テーブル及び椅子 |
| ・ミーティングボード | ・TV モニター・スピーカー・マイク等 | ・電源(コンセント) |
| ・収納ロッカー及び鍵付き書庫 | ・ファイリングキャビネット | ・教材等を置くキャビネットや本棚 |
| ・シュレッダーやダストボックス | ・プリンターやラミネーター等 | ・掛け時計 |
| ・冷風扇(サーキュレーター) | ・衝立式パネル | ・フロアマット |

○ 巡回による通級指導の指導教室で使用する教材等は、誰が用意しますか。

- ・ 巡回先校が、市町村教育委員会と相談して、専用の教材等を用意することが望ましいです。
- ・ 市町村教育委員会の教材費等の予算化が必要なため、巡回先校が中心となり、早めに相談することが大切です。
- ・ 巡回による通級指導担当者の指導教室用の文房具等も、設置・保管場所を含め、巡回先校が準備します。
- ・ 児童生徒の在籍校(巡回先校)の先生方が協力して教材教具づくりに取り組む例や、特別支援学級で使用している教材等を共有している例があります。

- 巡回による通級指導担当者に対して、どのような準備が必要ですか。

以下のような準備が考えられます。

- ・ 巡回先校の職員であることの周知(巡回先校の教職員、児童生徒、保護者)※紹介場面を作る等
- ・ 勤務に必要な靴箱・名札・ロッカー・座席(事務机(指導教室及び職員室))・駐車場等
- ・ 指導記録や啓発のための資料づくり等を行える校務用のPC、文房具等
- ・ 指導者用タブレット端末等 ※児童生徒の指導において、ネットワークにつながる環境が必要です。
- ・ 非常時の連絡方法
- ・ 巡回先校の管理職・通常の学級担任・特支コーディネーターと連携するための時間確保
- ・ 保護者との教育相談や面談等が、スムーズにできるための連絡手段の確認

- 児童生徒や保護者等には、いつどのように説明すればいいですか。

- ・ 児童生徒には年度当初の全校集会等で説明し、巡回先校の通級による指導を受ける児童生徒が、安心して利用できるようにすることが望ましいです。
- ・ 保護者には、学校だよりや年度当初の参観日等で説明します。
- ・ 通級による指導で学ぶ目的(困難さに応じた自立活動に相当する内容の指導で、教科の学習補足ではない等)を学級担任及び本人・保護者が十分理解しておく必要があります。
- ・ 在籍学級の担任にも、「小学校・中学校通常の学級の先生のための手引き書～通級による指導を通常の学級での指導に生かす～(国立特別支援教育総合研究所)等を紹介するとよいでしょう。

2 運用に関すること

- 巡回による通級指導を行う際、指導が週1日では足りないのですが、2日に増やすことはできますか。

新たな日程での開始の時期によっては、増減することが難しい場合もあります。

年度途中での日程の増減及び新規の学校への巡回による指導の開始については、兼務・兼職の発令や、旅費等の調整が必要となるため、市町村教育委員会への相談が必要です。市町村教育委員会の指示により、巡回による通級指導担当者の本務校と調整して進めてください。

- 巡回先校での通級による指導の利用希望者が多いのですが、巡回による通級指導担当者の空き時間を設定する必要がありますか。

通級による指導を行わない時間に指導記録のまとめ(学級担任や保護者に伝えるため作成)等を行ったり、教材研究や準備を行ったりする時間が必要です。時間割にその時間をあらかじめ設定し、必要に応じて柔軟に対応している学校が多くあります。

- 巡回による通級指導を利用する児童生徒は、誰がどのように決めるのですか。

- ・ 本人及び保護者の意向も踏まえて巡回先校の校内委員会で検討し、市町村の設置する教育支援委員会等の助言を受けて市町村教育委員会が判断します。
- ・ 手続きは、市町村教育委員会で定められており、希望すれば誰でも受けられるものではありません。対象となる障がいの種類及び障がいの程度も定められていますので、所管の市町村教育委員会に相談してください。

○ 巡回による通級指導担当者の一日の時間割は誰が決めるのですか。

- ・ 基本的な時間割は、年度当初に巡回先校の管理職や特別支援教育コーディネーター、巡回による通級指導担当者で協議し、あらかじめ設定した授業時間割の中で指導を行うように調整します。
- ・ 巡回先校では、特別支援教育コーディネーターが、学級担任等と調整して設定します。
- ※ 巡回による通級指導担当者との連絡調整は、巡回先校の特別支援教育コーディネーターが窓口となっている学校が多くあります。しかし、特別支援教育コーディネーターの負担増が考えられるため、特別支援教育コーディネーターを複数にする等の工夫が有効です。

〈巡回による通級指導担当者のある週の時間割(例)〉

	月曜日	木曜日
朝の時間	特支 Co.と打合せ・校内巡回	特支 Co.と打合せ・校内巡回
1校時	授業準備・教材研究	C・D 児の情報共有・教室整理
2校時	A 児の指導	C 児の指導
3校時	B 児の指導	D 児の指導
4校時	A・B 児の記録・教材研究	D 児の記録・AB 児の学級参観等
5校時	A・B 担任等との情報共有・指導のFB	E 児の指導
6校時	C 児の指導	E 児の記録と次回の打合せ
放課後	C 児の記録と次回の打合せ	教材研究

- ※ 学級担任等とのFBの時間や、児童生徒の通常の学級の様子への参観時間を確保されています。
- ※ 木曜日の2校時のように、指導前に児童生徒の情報を共有し、指導に生かす方法も有効です。

3 巡回による通級指導担当者に関すること

○ 巡回による通級指導担当者巡回先校は、どのように情報共有をすればよいですか。

- 巡回先校に窓口となる担当者を決めておくようにします(教頭又は特別支援教育コーディネーター)。
- ・ 巡回による通級指導担当者は、複数校兼務する場合があります。担当者間で、他の兼務校の日課や行事、どの時間ならば連絡が取れるか等を情報共有しておくことが大切です。
 - ・ 巡回による通級指導担当者が確認する必要があるプリント等は、レターボックスに配布する等の取決めをしておくようにします。(例)月暦、週暦、懇談会通知、給食便り等
 - ・ 勤務日の朝に、その日の予定や現在の学校の状況などを教頭又は特別支援教育コーディネーターと情報交換をする時間の確保が必要です。

○ 校務分掌はどのようにしますか。

巡回先校では、通級による指導についての職務が、授業時間枠内すべてに入るため、配慮する必要があります。本務校でも、他の教科等や校務分掌はもたず、通級による指導の業務に専念することが望ましいですが、特別支援教育の係の一人として位置付けている学校もあります。

○ 巡回先校の学校行事のため、通級による指導がない日は、巡回先校の校外学習の引率業務等の職務を巡回による通級指導担当者が、行うことはできますか。

通級による指導を本務としているため、勤務日が行事の場合にも校外学習の引率業務等の職務は行いません。勤務日を振り替えたり、教材教具づくり等の時間に充てたりしている学校がみられます。

- 巡回先校の勤務日に、校外での研修がある場合は、手続きをどのようにすればよいですか。

巡回先校勤務日に出張があるときは、事前に、巡回による通級指導担当者の本務校と巡回先校の学校長間で連絡を行い、当日の指導の有無を決定し、対象となる児童生徒への連絡を行います。必要に応じて、振替の措置を行う等、巡回先校の対象となる児童生徒の不利益にならないよう留意します。

- 年休等の手続きは、どちらの学校で行えばよいですか。

- ・ 手続きは、本務校で行います。巡回による通級指導の実施日に年休等を取得する場合の対応については、市町村教育委員会及び関係する学校間で相談してあらかじめ決めておく必要があります。
- ・ 巡回による通級指導日に、年休等を取得する場合は、巡回先校への連絡を本務校の管理職が行うようにします。巡回先校では、対象となる児童生徒及び保護者に対して、指導が中止となったことを丁寧に説明することが大切です。必要に応じて、振替等の対応を検討するようにしましょう。

- 巡回先校の児童生徒で新たに通級による指導の希望者がいた場合、教育相談を依頼できますか。

- ・ 依頼することは可能です。ただし、自校や他校通級における教育相談と同じように、教育相談申込書、個別の指導計画、支援会議のまとめ等の資料を事前に用意し、市町村教育委員会の了承を得た上で、巡回による通級指導担当者に相談しましょう。本務校の管理職の了承も必要となります。

4 学級担任との連携に関すること

- 巡回による通級指導を利用する児童生徒の学級担任との連携はどのように進めればよいですか。

- ・ 通級による指導を生かすためには、巡回による通級指導担当者と特別支援教育コーディネーター及び学級担任の連携が重要です。短時間でもよいので学級担任等と情報共有をする時間等を設定します。巡回先校の管理職は、積極的に情報共有の時間を設けるよう関係者に促す必要があります。
- ・ 連絡ノート等を使って巡回による通級指導担当者、学級担任、保護者の三者で情報共有する場合があります。
- ・ 巡回先校の管理職や特別支援教育コーディネーターは、学級担任が巡回による通級指導の指導教室を参観したり、巡回による通級指導担当者が在籍学級の授業を参観したりする時間を計画的に位置付けるとよいでしょう。

5 「特別の教育課程編成届」に関すること

- 「特別の教育課程編成届」は、誰が作成し、どこに提出しますか。

児童生徒の在籍校(巡回先校)が作成し、巡回先校を所管する市町村教育委員会に提出します。
例) A 町立 A 小学校の児童が、B 市立 B 小学校の指導者より巡回による通級指導を受ける場合
→ A 小学校が届出を作成し、A 町教育委員会に提出します

※ 「特別の教育課程編成届」は、正式に通級による指導を利用している児童生徒について、毎年、必ず作成しなければならない書類です。

- 「特別の教育課程編成届」はいつまでに作成するのですか。

- ・ 正式に通級による指導を利用することが決定し、通級による指導が開始される日までに作成し、提出します。
- ・ 前年度から指導を継続する場合には、新年度の5月1日までに再度「特別の教育課程編成届」を提出する必要があります。

【別表】巡回先校の「巡回による通級指導」の開始に向けた事前の準備やスケジュール(例)

巡回による通級を開始するまでの例(4月から開始する場合)は、以下のようになります。

※ 他の月から開始する場合は、読み替えて、準備を行ってください。

※ 用語については、簡易な表現をしています。

時期	市町村教育委員会	巡回先校(兼務校)	巡回通級指導担当者の本務校
9月	○ 翌年度の通級利用希望者の見込み調査(各校への聞き取り)	○ 校内委員会にて自校の通級利用希望者(ニーズ)の把握	○ 巡回先校に対して通級による指導の概要説明
10月	○ 市町村教育委員会による新規通級利用希望者の判断 ○ 予算の確保 ・ 必要な教室整備や備品、教材教具等の確認 ※教材教具は、巡回先校専用を用意することが望ましい	○ 次年度の通級利用希望者がいれば、市町村教育委員会、巡回通級指導担当者の本務校へ報告	○ 巡回先校の通級利用希望者の教育相談に対応 ○ 巡回先校と連携しながら、通級利用希望者・保護者との面談等の実施
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> ※ 市町村教育委員会、巡回通級指導担当者の本務校校長、巡回先校校長、特別支援教育Co.、巡回通級指導担当者等の関係者により、巡回先校への兼務の日程等を行う。 </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> ※ 新設・増設がある場合は、県教育委員会に次年度通級による指導を希望する児童生徒の一覧を添えて申請する。(11月末まで) </div>			
11月	○ 通級指導教室新設・増設等調査の提出	○ 通級による指導を行う教室の選定と設営	○ 巡回先校に対して通級による指導の具体的な準備等の説明
12月	正式に、通級利用の判断を行った上で申請する。	○ 必要な備品や教材等の選定(巡回通級指導担当者と相談し、市町村教育委員会へ報告) ○ 職員向け研修計画の立案	○ 巡回先校で使用する備品や教材等の選定(市町村教育委員会との連携)
2月	○ 市町村教育委員会において、新規通級利用者の巡回先校の決定	○ 校内職員に「巡回による通級指導」の設置を周知 ○ 校内体制の構築 ・ 通級の利用開始及び終了に関わる手順の確認 等 ○ 翌年度の学校運営計画に巡回による通級指導の項目を追加 ○ 巡回通級利用者の確認 ・ 校内委員会での検討と本人・保護者との合意形成 ○ 巡回先校の通級指導を行う教室の整備 ・ 備品や教材等の購入・設置 ・ 指導の記録等の保管場所 等 ○ 巡回通級指導担当者の本務校との指導日時等の確認と調整 ○ 窓口となる教員の決定	○ 巡回通級利用者の確認 ・ 本人・保護者との教育相談等 ○ 巡回通級指導を行う教室の整備等への助言 ○ 巡回通級指導担当者の巡回先校の指導日時等の確認と調整

3月	○ 教室設置準備の進捗状況を随時確認	○ 巡回通級指導担当者による校内研修の実施(年度当初の実施例も多い) ○ 巡回通級利用者と巡回通級指導担当者等との情報共有(～4月上旬) ○ 事務室の担当者間で事務手続きの連絡・調整	○ 巡回先校職員研修会(講師)内容:「通級による指導とは」等 ○ 教室の備品や教材等の確認 ○ 連絡体制等についての調整 ○ 巡回先校の学級担任と通級利用者の情報共有 ○ 事務室の担当者と事務手続きの連絡・調整
4月	○ 巡回先校の通級による指導を行う教室の参観(定期的実施)	○ 巡回通級指導担当者による巡回通級利用者の在籍学級の授業参観、保護者懇談の計画 ○ 校内職員が通級による指導を理解するために通級指導教室の授業参観の計画 ○ 時間割等の作成 ※巡回先校の担当者が行う。	○ 通級利用者の実態把握(在籍学級の授業参観・保護者懇談) ○ 巡回先校職員研修会(講師)内容:「通級指導教室での具体的な指導、通常の学級との連携」等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">兼務・兼職の申請</div>
対象となる巡回通級利用者の「 特別の教育課程編成届 」を4月中旬までに市町村教育委員会に提出			
5月		○ 学級担任と巡回通級指導担当者の情報交換の実施	○ 指導開始

巡回による通級指導担当者の人事管理について

令和8年3月 県教育庁 特別支援教育課

巡回による通級指導の目的は、通級指導教室が設置されていない学校の児童生徒も、在籍校において、自身が抱える困難を改善し、在籍学級で円滑に学習等ができるよう指導を受けられるようにすることである。

また、巡回による通級指導担当者は、巡回先校の児童生徒への指導はもとより、巡回先校の児童生徒の行動観察や教育相談、学級担任や保護者等の特別支援教育に係る理解啓発の職務を担うことが有用である。その職務の遂行のために、巡回による通級指導担当者の身分の取扱いを明確にするものである。

1 兼務・兼職の発令について(巡回による通級指導担当者の身分の取扱い)

通級による指導の制度化に関する通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成5年1月28日付文初特第278号初等中等教育局長通達)においては、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされている。

巡回による通級指導担当者は、巡回先校で、通級による指導だけでなく、当該児童生徒の在籍学級担任等と連携し、在籍学級での行動観察や校内委員会の参加等の職務に従事することになる。この場合、巡回先校の学校経営方針に基づいて従事することとなり、本務校の校長が、巡回による通級指導担当者に対して巡回先校での職務やサービス管理に対して命令・指導を行うことは困難である。

このため、巡回先校では、当該巡回先校の職員として職務を行い、業務上での事故等については、巡回先校の校長が責任を負うものとする。

したがって、巡回による通級指導担当者について、県教育庁教職員課「宮崎県公立学校教職員の兼務・兼職要領」(令和7年4月1日)により、任命権者である県教育委員会が市町村教育委員会の内申に基づき、巡回先校を兼務・兼職校とする兼務・兼職の発令を行うこととする。

2 巡回先校(兼務・兼職)におけるサービス等について

巡回による通級指導担当者は、通常、本務校で勤務し、巡回先校において指導する児童生徒の状況により、一日を通して、又は、当該時間に出張して巡回先校で勤務することとなる。そのため、本務校の校長は、巡回による通級指導担当者の指導等の状況を巡回先校の校長から意見聴取し、実施状況を適切に把握することが望ましい。

一方、巡回先校の校長は、自校の児童生徒が指導を受けることから、通級による指導を行う教室の設置と教材等準備や教室設営、及び、巡回による通級指導担当者が職務に従事できる環境を整備する。

巡回先校を管轄する市町村教育委員会は、巡回による通級指導担当者が、他の教員同様に業務を行うため、机や校務用パソコン等の執務環境を整える必要がある。また、巡回先校での教員間の連携や、児童生徒の指導記録の保管などの他、管理職が巡回による通級指導担当者のサービス管理を適切に行うためにも、巡回先校の職員室の中に執務場所を確保するよう指導することが求められる。

さらに、本務校を管轄する市町村教育委員会は、サービス監督権者として、巡回による通級指導担当者のサービス管理について、出勤簿や休暇・職専免等処理簿、旅行命令の管理など、適切に管理できるように取扱いを定め、関係する学校に周知することが必要である。このとき、巡回先校が他市町村教育委員会の管轄する学校である場合、当該教育委員会間で適宜連絡調整することが必要である。

本務校と巡回先校が同一の市町村教育委員会である場合、出勤簿や休暇・職専免等処理簿、旅行命令の管理は、本務校で行い、巡回先校が他市町村教育委員会の管轄である場合、これらの管理は、巡回先校で行うことが適当である。

3 給与等の支給事務について

巡回による通級指導担当者の給与、各種手当、福利厚生及び公務災害に係る事務処理については、事務の煩雑化を防ぐためにも本務校で処理することが望ましい。

ただし、巡回先校で発生した公務災害については、事故発生時の状況報告の資料作成等を巡回先校が行うなど、巡回先校が処理することが適当である場合はこの限りではない。

4 巡回による通級指導に係る旅費について

巡回による通級指導担当者は、本務校を勤務庁（旅費における在勤庁）とし、宮崎県公立学校教職員の兼務・兼職要領（令和7年4月1日 教職員課）に従い、本務校及び巡回先校間の移動については出張扱いとして、旅費を支給する。一方、自宅から巡回先校へ登庁し、巡回先校より帰宅する場合は、本務校の校長の旅行命令による出張扱いとする。

Ⅲ 通級による指導の事務手続要領

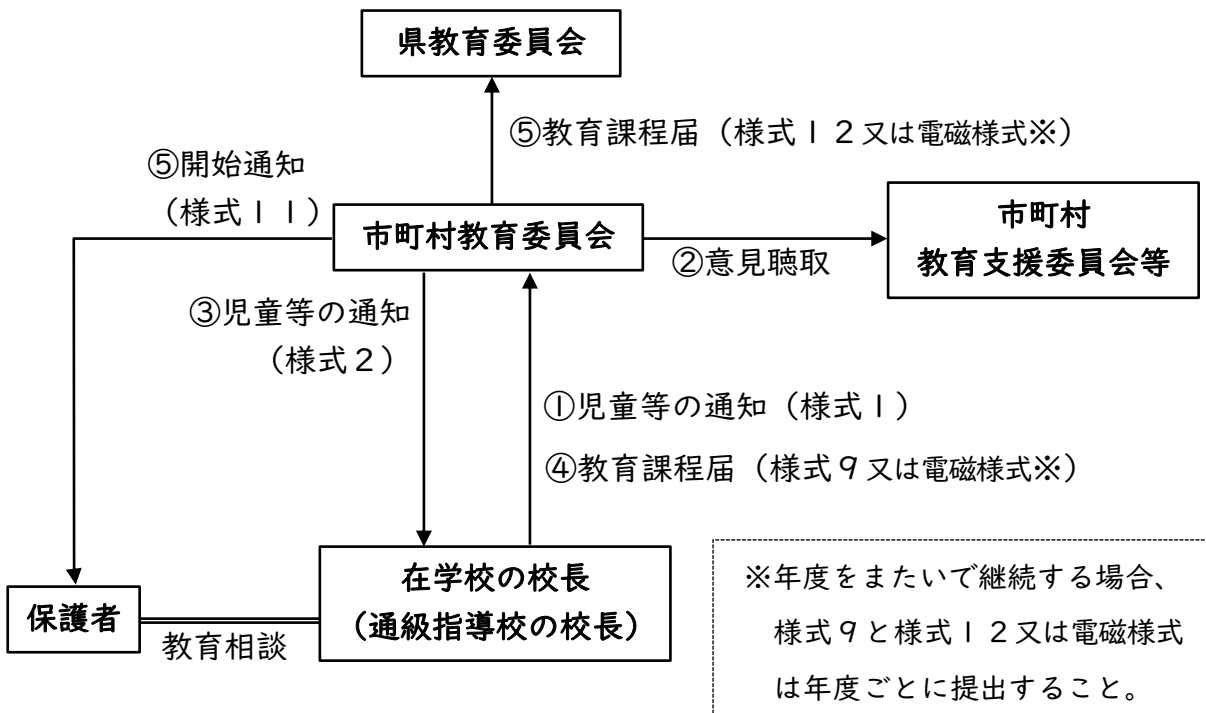
Ⅰ 自校通級による指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に自校で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式1)
- (2) 市町村教育委員会は、前項(1)の通知を受けた児童生徒(新入児も含む)について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、当該児童生徒の氏名等を当該児童生徒が在学する学校(以下、在学学校という。)の校長に通知する。(様式2)
- (3) 校長は、前項(2)の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。(様式9又は電磁様式)
- (4) 市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。(様式11)
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。(様式12又は電磁様式)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。(様式9及び様式12又は電磁様式)

【指導の開始】自校通級を行う場合の手続図



指導の終了

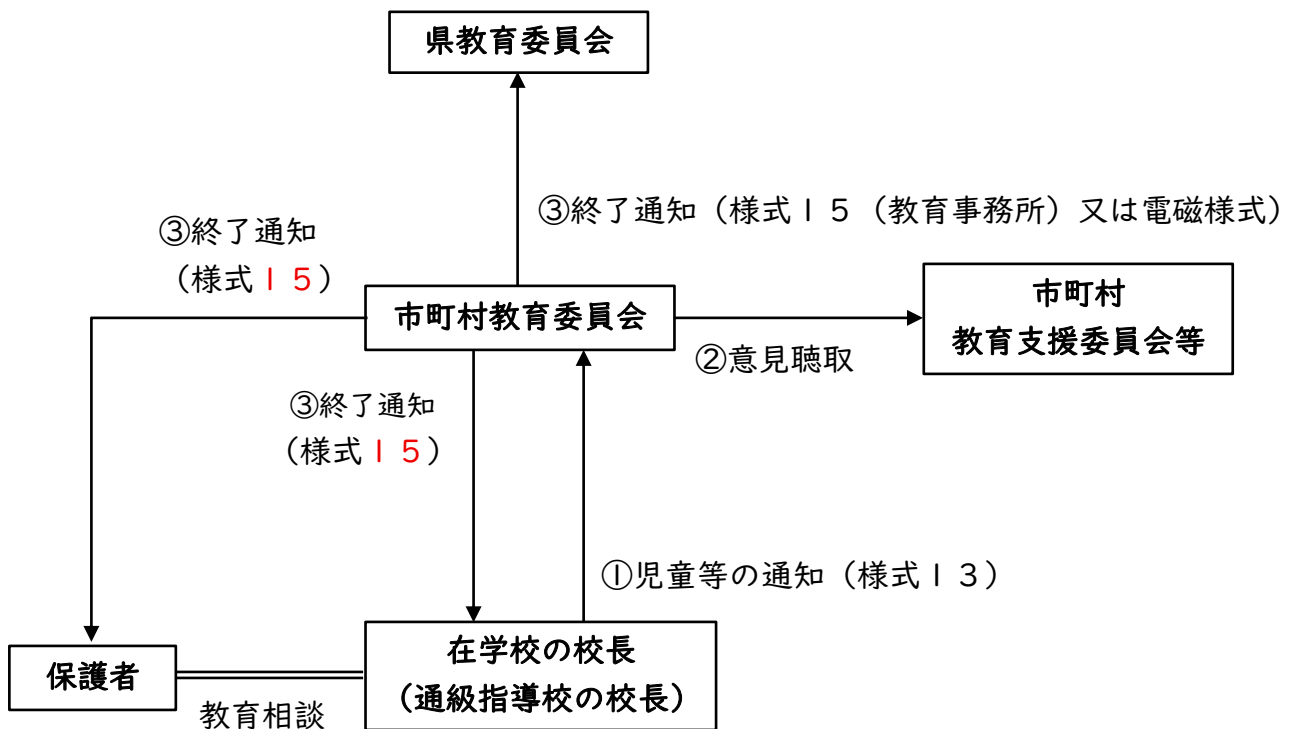
(5) 校長は、自校で通級による指導を受けている児童生徒について、当該指導を行う必要がないと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式13)

(6) 市町村教育委員会は、前項(5)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会(教育事務所)、在学校の校長並びに当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

(様式15又は電磁様式(県教育委員会宛))

【指導の終了】自校通級を終了する場合の手続図



2 同一市町村内の学校における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下「小・中学校」という。）で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 市町村教育委員会は、前項（1）の通知を受けた児童生徒（新入児も含む）について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、当該児童生徒の氏名及び通級による指導を行う学校（以下、通級指導校という。）を在学校の校長に通知する。（様式2）
- (3) 市町村教育委員会は、前項（2）の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。（様式3）
- (4) 在学校及び通級指導校の校長は、前項（2）及び（3）の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (5) 通級指導校の校長は、前項（4）の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学校の校長に通知する。（様式8）
- (6) 在学校の校長は、前項（5）の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。（様式9又は電磁様式）
- (7) 市町村教育委員会は、前項（6）の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。（様式11）
- 同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。（様式12又は電磁様式）

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。（様式9及び様式12又は電磁様式）

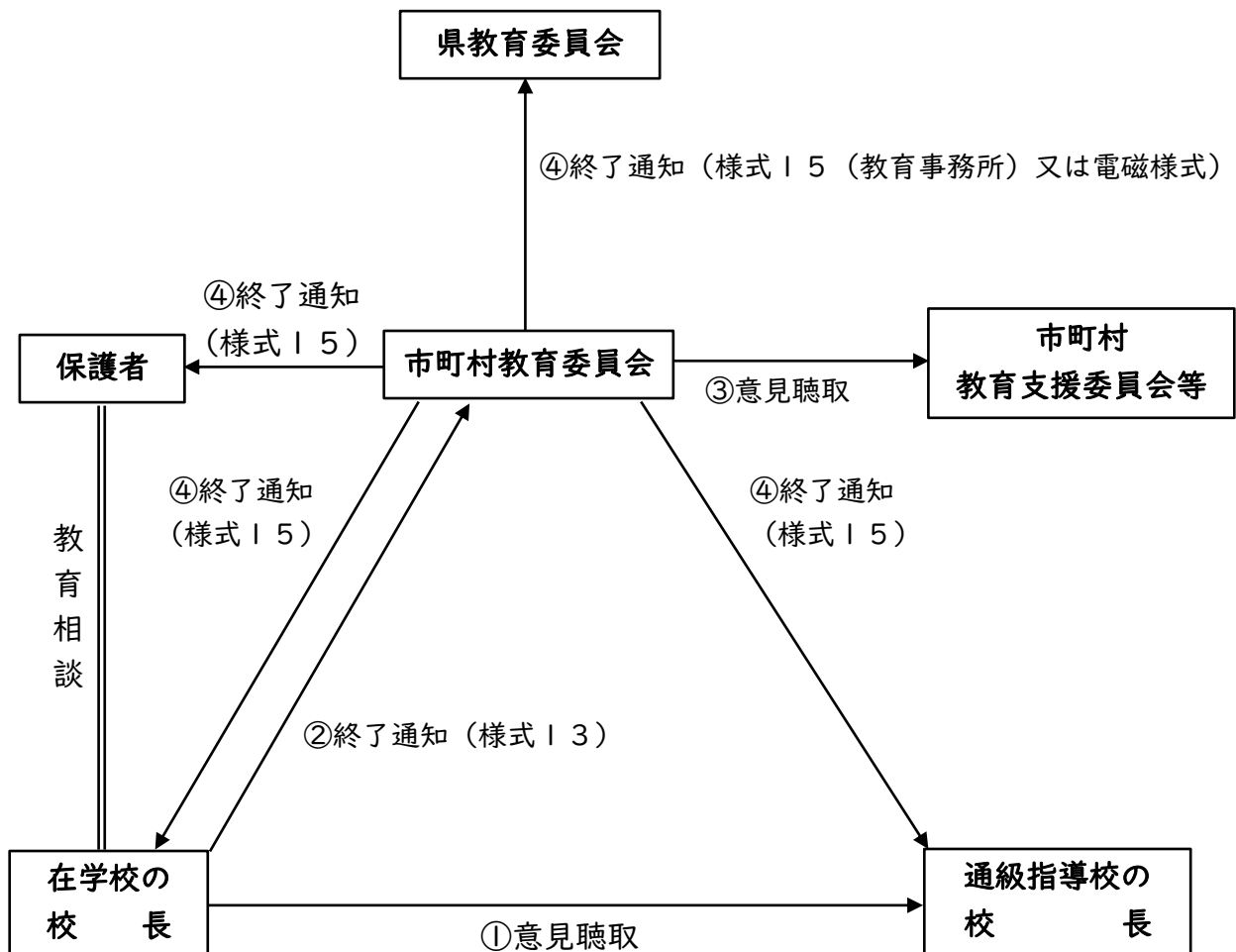
指導の終了

(8) 在学校の校長は、他の小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がないと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式13)

(9) 市町村教育委員会は、前項(8)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会(教育事務所)、在 school 及び通級指導校の校長並びに当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

(様式15又は電磁様式(県教育委員会宛))

【指導の終了】同一市町村内で他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



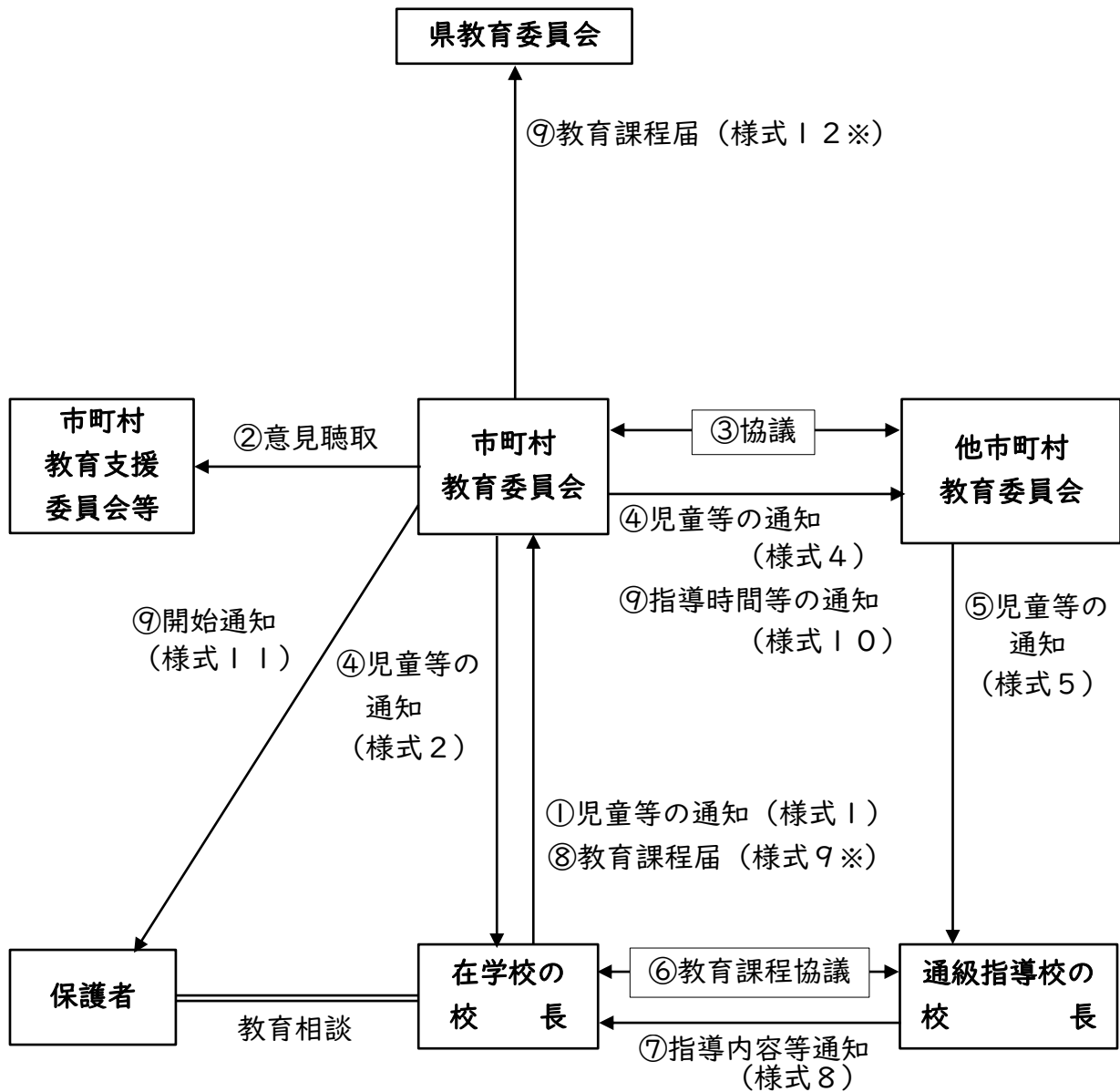
3 市町村が異なる学校における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の市町村が設置する小・中学校で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式1)
- (2) 市町村教育委員会は、前項(1)の通知を受けた児童生徒(新入児も含む)について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、他の市町村が設置する小・中学校において通級による指導を行うことが適当と認めるときは、あらかじめ当該他の市町村教育委員会(以下、他市町村教育委員会という。)と協議した上で、当該児童生徒の氏名及び通級指導校を当該児童生徒の在学校の校長に通知する。
(様式2)
- (3) 市町村教育委員会は、前項(2)の通知と同時に、他市町村教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。
(様式4)
- (4) 他市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けた児童生徒について通級指導校の校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。
(様式5)
- (5) 在 school 及び通級指導校の校長は、前項(2)及び(4)の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (6) 通級指導校の校長は、前項(5)の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学校の校長に通知する。
(様式8)
- (7) 在学校の校長は、前項(6)の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し市町村教育委員会に届け出る。
(様式9)
- (8) 市町村教育委員会は、前項(7)の通知を受けたときは、他市町村教育委員会及び当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。
(様式10)(様式11)
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。
(様式12)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け
出ること。
(様式9)(様式12)

【指導の開始】市町村が異なる学校へ他校または巡回による通級指導を行う場合の手続図



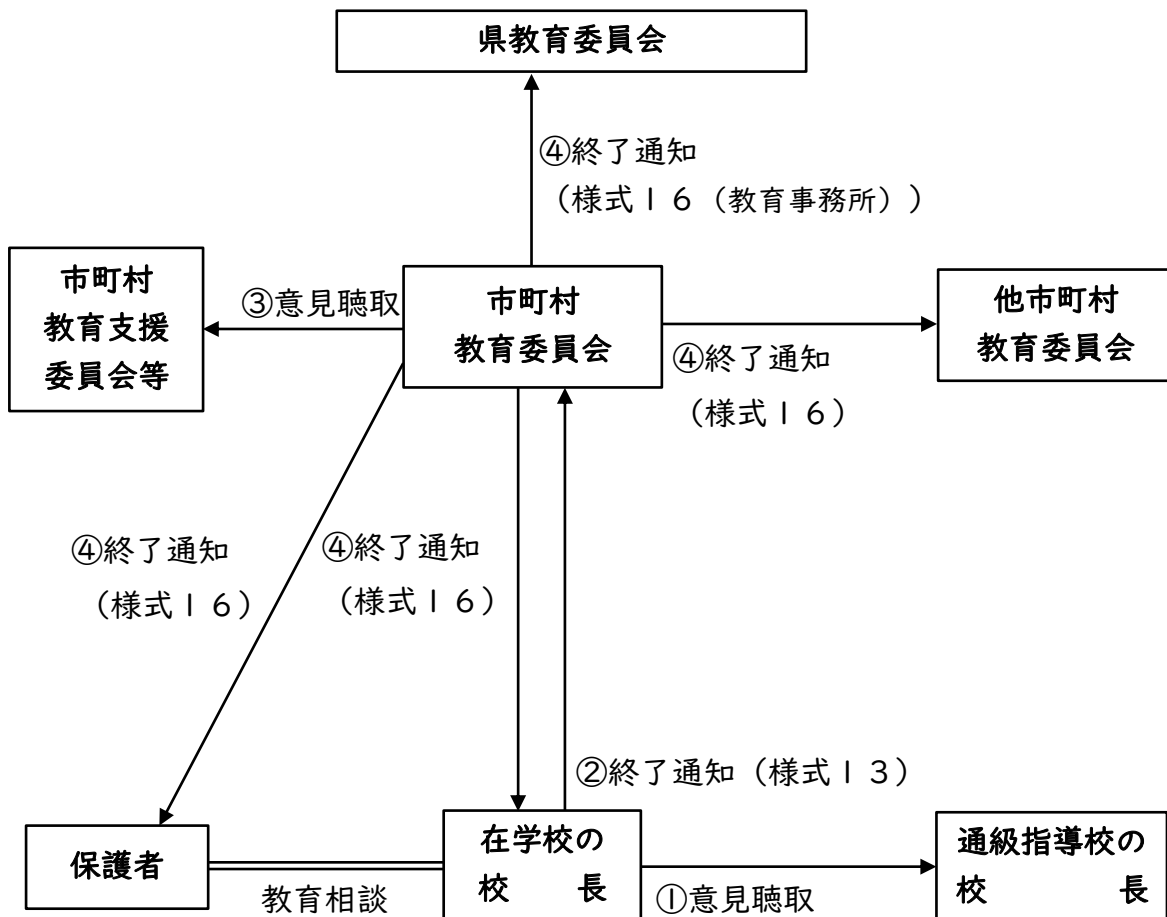
※年度をまたいで継続する場合、様式9と様式12は年度ごとに提出すること。

指導の終了

(9) 在学校の校長は、他の市町村が設置する小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式13)

(10) 市町村教育委員会は、前項(9)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会(教育事務所)、他市町村教育委員会、在学校の校長及び当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。
(様式16)

【指導の終了】市町村が異なる学校へ他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



4 県立特別支援学校における通級による指導の手続

指導の開始

(1) 校長は、在学する児童生徒に県立特別支援学校（以下、特別支援学校という。）で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式1)

(2) 市町村教育委員会は、前項(1)の通知を受けた児童生徒（新入児も含む）について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、特別支援学校において通級による指導が適当と認めるときは、あらかじめ県教育委員会と協議した上で、県教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び在学期間を通知する。 (様式6)

(3) 県教育委員会は、前項(2)の通知を受けた児童生徒について、当該特別支援学校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学期間を通知すると同時に、当該市町村教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び通級指導校（特別支援学校）を通知する。 (様式7)

(4) 市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けて、当該児童生徒の氏名及び通級指導校（特別支援学校）を当該児童生徒の在学期間の校長に通知する。 (様式2)

(5) 在学期間及び通級指導校（特別支援学校）の校長は、前項(3)及び(4)の通知を受けて、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。

(6) 通級指導校（特別支援学校）の校長は、前項(5)の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学期間の校長に通知する。 (様式8)

(7) 在学期間の校長は、前項(6)の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。 (様式9)

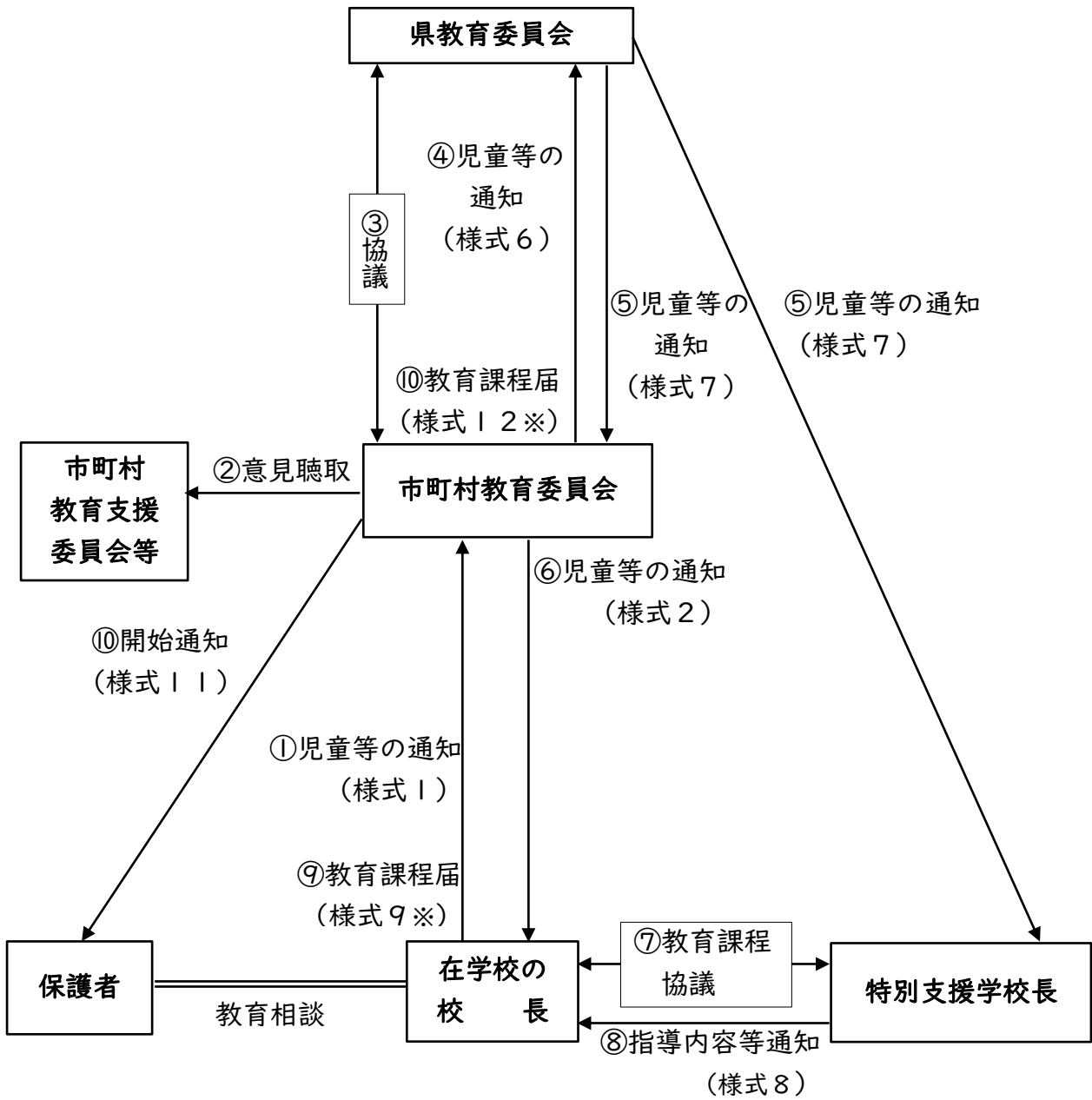
(8) 市町村教育委員会は、前項(7)の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校（特別支援学校）及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。 (様式11)

同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。

(様式12)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。 (様式9)(様式12)

【指導の開始】特別支援学校へ通級を行う場合の手続図



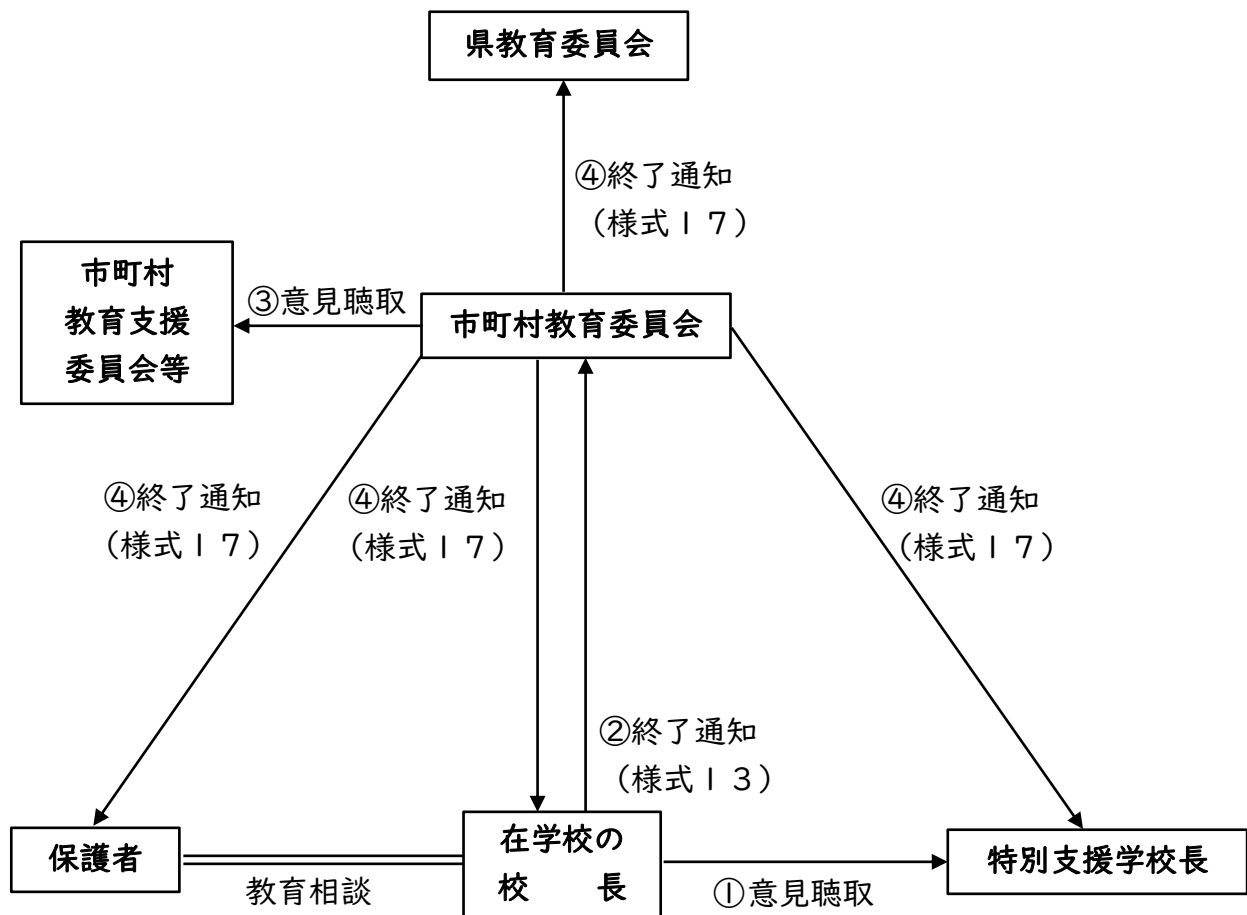
※年度をまたいで継続する場合、様式9と様式12は年度ごとに提出すること。

指導の終了

(9) 在学校の校長は、特別支援学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校（特別支援学校）の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式13）

(10) 市町村教育委員会は、前項（9）の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長、当該児童生徒の保護者及び特別支援学校長に対し、その旨を通知する。（様式17）

【指導の終了】特別支援学校の通級を終了する場合の手続図



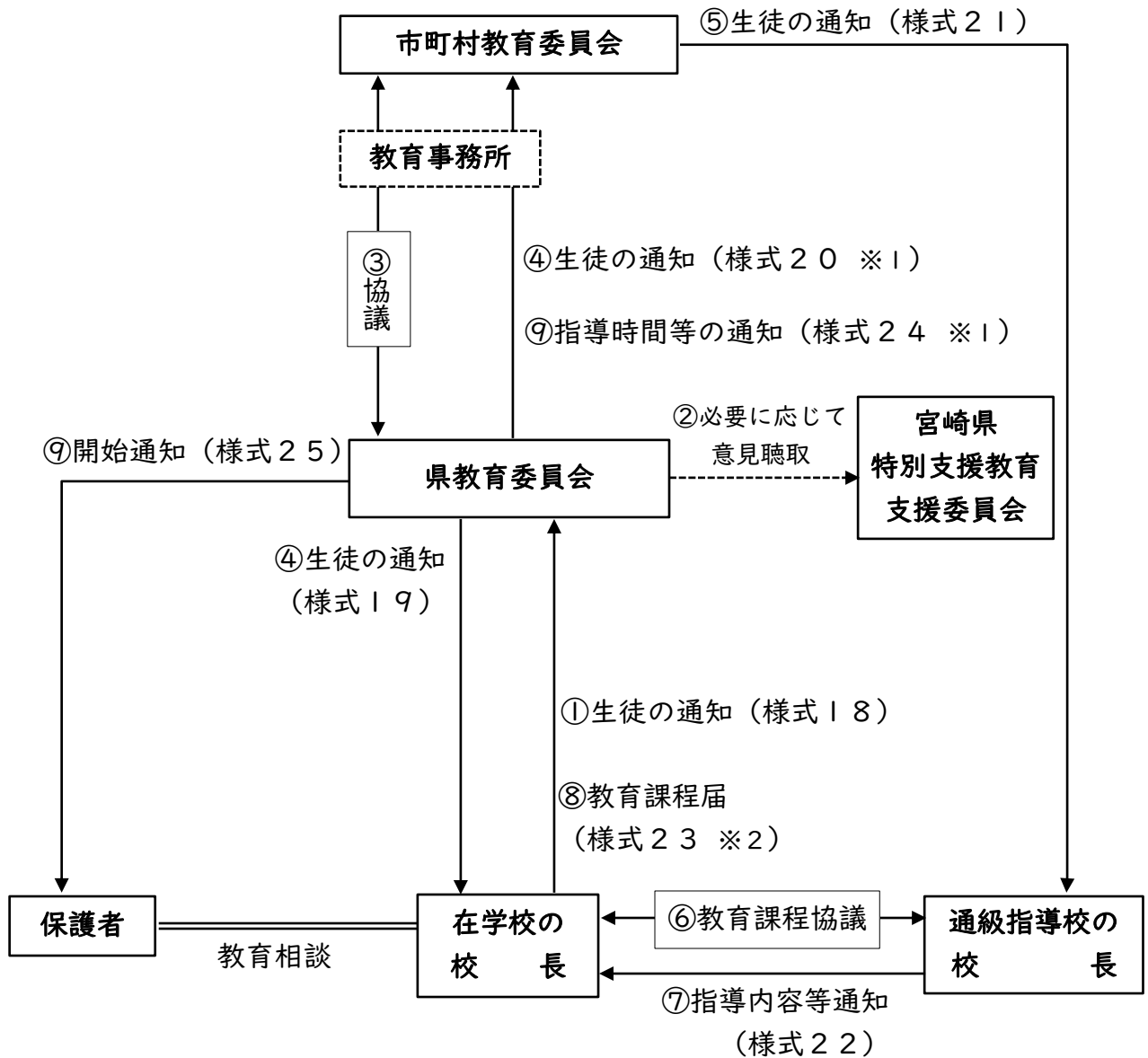
5 県立中学校等における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の中学校等で通級による指導を行う必要があるときは、県教育委員会特別支援教育課に対し、その旨を通知する。 (様式18)
- (2) 県教育委員会は、前項(1)の通知を受けた生徒について、必要に応じて宮崎県特別支援教育支援委員会の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、通級指導校について市町村教育委員会と協議した上で、当該生徒の氏名及び通級指導校を当該生徒の在学期に通知する。 (様式19)
- (3) 県教育委員会は、前項(2)の通知と同時に、市町村教育委員会に対し、教育事務所を経て当該児童生徒の氏名及び在学期を通知する。 (様式20)
- (4) 市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けた生徒について通級指導校の校長に対し、当該生徒の氏名及び在学期を通知する。 (様式21)
- (5) 在学期及び通級指導校の校長は前項(2)及び(4)の通知を受けたときは、当該生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (6) 通級指導校の校長は、前項(5)の協議が終了したときは、当該生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学期の校長に通知する。 (様式22)
- (7) 在学期の校長は、前項(6)の通知を受けたときは、速やかに、当該生徒に係る特別の教育課程を編成し、県教育委員会に届け出る。 (様式23)
- (8) 県教育委員会は、前項(7)の通知を受けたときは、教育事務所を経て市町村教育委員会、当該生徒の保護者に対し通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。 (様式24)(様式25)

※在学期の校長は、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。 (様式23)

【指導の開始】 県立中学校等における他校または巡回による通級指導を開始する場合の手続図



※1
様式20、24は2部のうち1部を教育事務所で保管すること。

※2
年度をまたいで継続する場合、様式23は年度ごとに提出すること。

指導の終了

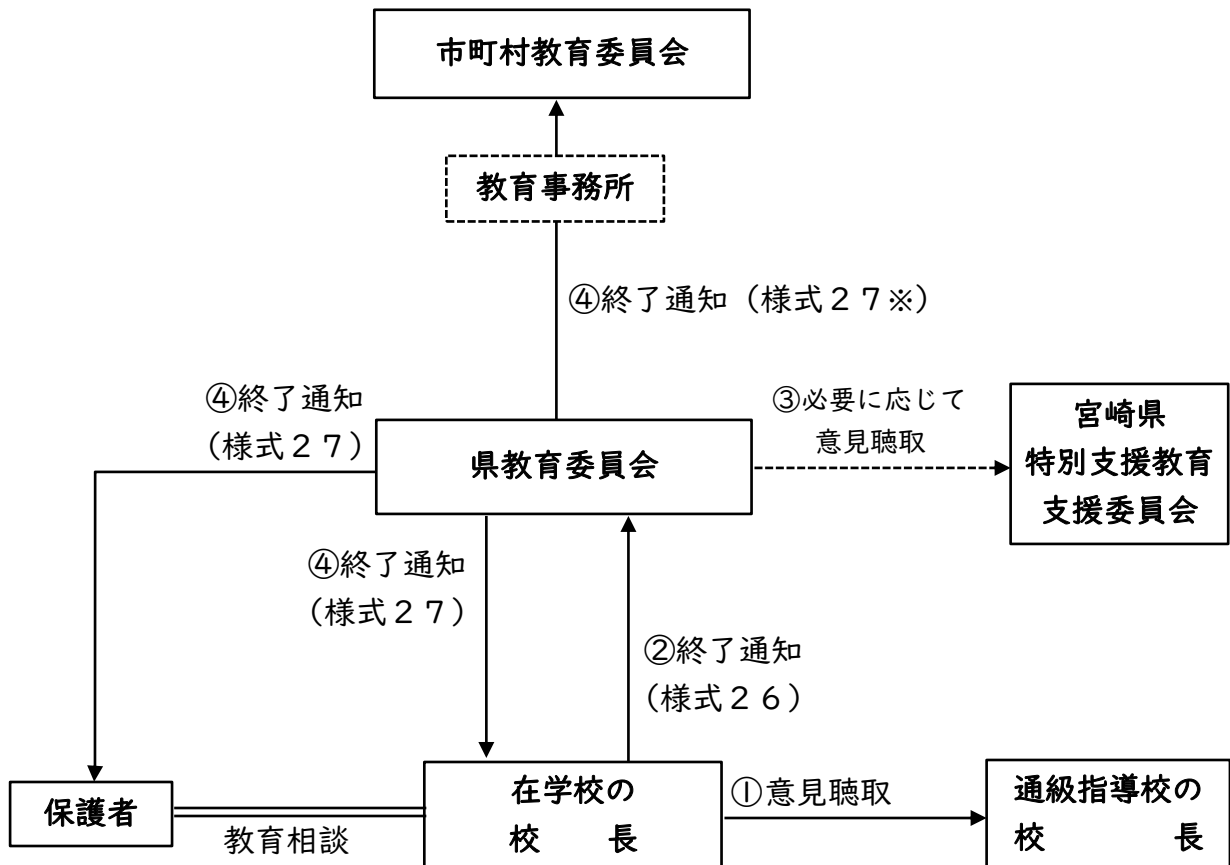
(9) 在学校の校長は、市町村が設置する中学校において通級による指導を受けている生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式26)

(10) 県教育委員会は、前項(1)の通知を受けた生徒について、必要に応じて宮崎県特別支援教育支援委員会の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、教育事務所を経て市町村教育委員会、在学校の校長及び児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

(様式27)

【指導の終了】 県立中学校等の他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



※様式27は2部のうち1部を教育事務所で保管すること。

IV 様式

(様式 1)

令和 年 月 日 号

(市町村)教育委員会教育長 殿

(在学校)校長

在学児童生徒の通級による指導について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が必要と考えられますので通知します。

記

児童生徒氏名	性別	学年	年
通級希望校名			
障がいの状況			
備考			

※ 校内委員会の資料を添付すること。

(様式 2)

令和 年 月 日 号

(在学校)校長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級指導校の決定について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
備 考					

※ 備考欄には、障がい種等必要な事項を記入する。

(様式 3)

令和 年 月 日 号

(通級指導校)校長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 校 学 校				
障がいの状況					
備 考					

(様式 4)

号
令和 年 月 日

(他市町村)教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が必要と判断しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級希望校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
障がいの状況					
備 考					

(様式 5)

号
令和 年 月 日

(通級指導校)校長 殿

(他市町村)教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	性別	学年	年
在 学 校 名	立 学 校		
障がいの状況			
備 考			

(様式 6)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が必要と判断しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級希望校名	県立 支援学校				
障がいの状況					
備 考					

※ 教育支援委員会等の資料を添付する。

(様式 7)

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長
(特別支援学校)校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級指導校名	県立 支援学校				
備 考					

(様式 8)

令和 年 月 日 号

(在学)校長 殿

(通級指導校)校長

通級による指導に係る指導内容等について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	性別	学年	指導内容 (指導時数)	曜日及び 指導時間
			()	
通級指導開始月日		令和 年 月 日		

※ 指導時数は週当たりの範囲で単位時間を記入する。

※ 曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 10)

号
令和 年 月 日

(他市町村)教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導開始月日	令和 年 月 日				
通級指導実施曜日 及び指導時間	曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分				
備 考					

※ 通級指導実施曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 11)

令和 年 月 日 号

(保護者) 様

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導開始月日	令和 年 月 日				
通級指導実施曜日 及び指導時間	曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分				
備 考					

※ 通級指導実施曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 13)

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

(在学校)校長

在学児童生徒の通級による指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導の必要がなくなったと判断しましたので通知します。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導終了月日	令和 年 月 日				
備 考	指導期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 総指導時数()時間 (本年度()時間) 終了の理由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、校内委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(様式 15)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長
(在学)校長 殿
(通級指導校)校長
保護者

(市町村)教育委員会教育長

通級児童生徒の指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が終了しましたのでお知らせします。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在学学校名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導終了月日	令和 年 月 日				
備考	指導期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 総指導時数()時間 (本年度()時間) 終了の理由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、教育支援委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(様式 16)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長
(他市町村)教育委員会教育長 殿
(在学校)校長
保護者

(市町村)教育委員会教育長

通級児童生徒の指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が終了しましたのでお知らせします。

記

児童生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導終了月日	令和 年 月 日				
備 考	指導期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 総指導時数()時間 (本年度()時間) 終了の理由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、教育支援委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(様式 17)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長
(在 学 校) 校 長 殿
保 護 者
特 別 支 援 学 校 長

(市町村)教育委員会教育長

通級児童生徒の指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が終了しましたのでお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別		学 年	年
在 学 校 名	立 学 校				
通 級 指 導 校 名	県 立 支 援 学 校				
通 級 指 導 終 了 月 日	令 和 年 月 日				
備 考	指 導 期 間 令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 総 指 導 時 数 () 時 間 (本 年 度 () 時 間) 終 了 の 理 由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、教育支援委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(様式 9)

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

(在学校)校長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、当該児童生徒の教育課程は下記のとおりです。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別		学年	年	区分	新規 継続			
在 学 校 名		学級担任氏名								
通級指導校名		通級担当氏名								
障 がい 種	(障がい種)通級指導教室	通 級 開 始 日		令和 年 月 日						
		通級終了予定日		令和 年 月 日						
障がいの種類や程度		指導形態(自校・他校・巡回)								
年間の指導目標										
主な指導内容										
通級指導実施曜日及び時間				曜日(時 分 ~ 時 分)						
				曜日(時 分 ~ 時 分)						
				曜日(時 分 ~ 時 分)						
教科等名						道徳	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動	合計
週時数										
増減時数										
通 級 に よ る 指 導 の 年 間 総 指 導 時 数(予定)									時間	

※ 区分は、新たに通級を開始する場合は「新規」、継続して指導を行う場合は「継続」を記入する。

※ 週時数は、標準授業時数を基に記入する。

※ 「増減時数」には、標準授業時数との差について比較し、+1、-1等で記入する。

(各教科等に替えて行う場合は合計が0, 加えて行う場合は合計が+になる)

(様式 9・23 の記入例)

号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

〇〇市立ひむか小学校長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、当該児童生徒の教育課程は下記のとおりです。

記

ふりがな 児童生徒氏名	みやぎき ひなた 宮崎 ひなた		性別	男	学年	2年	区分	新規 継続								
在 学 校 名	〇〇市立ひむか小学校		学級担任氏名		〇〇 〇〇											
通級指導校名	〇〇市立はまゆう小学校		通級担当氏名		△△ △△	指導開始日										
障 が い 種	LD・ADHD 通級指導教室		通級開始日		令和 〇 年 5 月 9 日											
			通級終了予定日		令和 〇 年 3 月 20 日											
障がいの種類や程度	ADHD の診断がある。衝動性が強く、友達の発言を遮り、自分の話ばかりする。順番を待てず、トラブルが絶えない。		指導形態(自校・他校・巡回)		巡回指導		指導終了予定日 (指導の見通しのもと適切に設定する)									
年間の指導目標	他者の気持ちを考えて、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。															
主な指導内容	学校の中で起こる様々な場面を動画を見て、登場人物の気持ちを考えて適切な言動について考える。簡単なルールのあるゲームに取り組み、ルールを守ることや負けたときの対応方法を身に付ける。															
通級指導実施曜日及び時間					水曜日(14時10分～14時55分) 金曜日(8時05分～8時50分)※隔週											
教科等名	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	外国語活動	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動	合計
週時数	8	/	4.5	/	3	2	2	/	3	/	/	1	1	/	1.5	26
増減時数	-1	/	-0.5	/				/		/	/			/	+1.5	0
通級による指導の年間総指導時数(予定)															52時間	

※ 区分は、新たに通級を開始する場合は「新規」、継続して指導を行う場合は「継続」を記入する。

※ 週時数は、標準授業時数を基に記入する。

※ 「増減時数」には、標準授業時数との差について比較し、+1、-1等で記入する。
(各教科等に替えて行う場合は合計が0, 加えて行う場合は合計が+になる)

本年度の予定
(35h+17h)

(様式 12)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、特別の教育課程が別添により届けがありましたので、下記のとおり提出します。

記

通級指導校名	通級指導教室 の障がい種	通級担当者名	提出された特別の教育課程の数			
			自校通級	他校通級	巡回通級	合計

- ※ 各学校から提出された教育課程(様式9)は、通級指導担当者ごとに仕分けて添付すること
- ※ 同一校であっても、通級指導担当者ごとに分けて記入すること
- ※ 必要に応じて下に行を追加すること、また、不要な行は削除すること
- ※ 学校数が多い場合は、表のみ追加し、複数ページになってもかまわないこと

(様式 12 の記入例)

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村)教育委員会教育長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、特別の教育課程が別添により届けがありましたので、下記のとおり提出します。

※学校ごとではなく、**通級指導教室**ごとにまとめて記載してください。
※児童生徒の在籍校ではありませんので注意してください。

記

通級指導校名	通級指導教室の障がい種	通級担当者名	提出された特別の教育課程の数			
			自校通級	他校通級	巡回通級	合計
ひなた小学校	LD・ADHD	〇〇 〇〇	10	5	0	15
ひなた小学校	言語障がい	△△ △△	6	6	3	15
はまゆう小学校	難聴	□□ □□	14	0	0	14
ひむか中学校	情緒障がい	▽▽ ▽▽	4	5	7	16

提出されている紙媒体の枚数と、合計数が合っているかを確認してください。
紙媒体は、通級指導教室ごとにまとめて提出してください。

- ※ 各学校から提出された教育課程(様式9)は、通級指導担当者ごとに仕分けて添付すること
- ※ 同一校であっても、通級指導担当者ごとに分けて記入すること
- ※ 必要に応じて下に行を追加すること、また、不要な行は削除すること
- ※ 学校数が多い場合は、表のみ追加し、複数ページになってもかまわないこと

(電磁様式)

県教育委員会への届についての電磁様式の活用について

県教育庁特別支援教育課

業務の効率化を図るため、通級による指導に係る届の電磁化を推進する。

令和8年度から令和10年度を準備期間として、様式等の検討を特別支援教育課が行う。

当面の間、電磁様式及び紙媒体の使用については、市町村教育委員会の判断でいずれかを活用するものとする。手続きについては、「Ⅱ通級による指導の事務手続要領」と同様とする。

(1) 電磁化して届を行うもの ……様式9、様式12、様式15(県教育委員会への届の分)

(2) 電磁化する内容

「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」の「2.」の③「届出に必要な記載事項及びその文書保存年限」に基づき、作成内容を以下のとおり設定する。

- ア) 届出日 イ) 通級指導校名(教室の障がい種) ウ) 指導形態(自校・他校・巡回)
- エ) 通級による指導者氏名 オ) 児童生徒在学学校名 カ) 児童生徒氏名・学年
- キ) 学級担任氏名 ク) 障がいの状況等 コ) 指導内容(年間指導目標、指導計画の概要)
- サ) 指導期間(指導開始年月日・終了予定年月日、予定する指導時数)
- シ) 週当たりの指導時数(替える・加えるの別、実施曜日等)
- ス) 実施報告(当該年度の指導時数、終了報告(終了日、総指導時間)等)

(3) 県教育委員会への報告の流れ

報告は、市町村教育委員会が教育事務所及び特別支援教育課へ年3回行う(鑑不要)。

※電磁様式は、「児童生徒の在学学校」ごとのファイルを作成する。

1回目…5月1日現在(基礎定数算定)に指導が確定している児童生徒を報告する。

毎年、5月10日締切とする

2回目…中間報告として、9月30日までの状況(年度途中で開始・終了した児童生徒)を報告する。毎年、10月末締切とする

3回目…年度末報告として、当該年度の実施状況をすべて記入して報告する。

毎年、3月20日までの報告を厳守すること。

(4) 留意点

- ・ 対象児童生徒の学校ごとにファイルを作成するため、通級指導担当者の所属校以外からの提出も必ず確認すること。(特別支援学校で指導を受ける児童生徒も対象となる)。
- ・ 学校からの提出締切は、市町村教育委員会ごとに設定すること。
- ・ 提出については、当面の間、電子メールで教育事務所及び特別支援教育課へ同時提出すること。
- ・ 個人情報保護のため、ファイルにはパスワード「tukyu267783」を設定すること。
- ・ 通級指導教室設置校については、児童生徒の増減がなくても中間報告を提出すること。
- ・ 電磁様式で様式15(終了)をする場合、教育支援委員会の資料について、県教育委員会への送付は不要とする。
- ・ 電磁様式については、随時変更することがある。

(様式 18) 県立中学校用

令和 年 月 日 号

宮崎県教育委員会教育長 殿

(在学)校長

在学生徒の通級による指導について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が必要と考えられますので通知します。

記

生徒氏名	性別	学年	年
通級希望校名			
障がいの状況			
備考			

※ 校内委員会の資料を添付すること。

(様式 19) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(在学)校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

通級指導校の決定について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

生徒氏名		性別		学年	年
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
備考					

(様式 20) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導が必要と判断しましたので通知します。

記

生徒氏名		性別		学年	年
在 学 校 名	立 学 校				
通級指導校名	立 学 校 (障がい種)通級指導教室				
障がいの状況					
備 考					

(様式 21) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(通級指導校) 校長 殿

(市町村) 教育委員会 教育長

通級による指導の対象者について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

生徒氏名	性別	学年	年
在 学 校 名	立 学 校		
障がいの状況			
備 考			

(様式 22) 県立中学校用

令和 年 月 日 号

(在学)校長 殿

(通級指導校)校長

通級による指導に係る指導内容等について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

生徒氏名	性別	学年	指導内容 (指導時数)	曜日及び 指導時間
			()	
通級指導開始月日		令和 年 月 日		

※ 指導時数は週当たりの範囲で単位時間を記入する。

※ 曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 23) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(在学) 校長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、当該児童生徒の教育課程は下記のとおりです。

記

ふりがな 生徒氏名		性別		学年	年	区分	新規 継続
在学 校名		学級担任氏名					
通級指導 校名		通級担当氏名					
障がい種	(障がい種)通級指導教室	通級開始日		令和 年 月 日			
		通級終了予定日		令和 年 月 日			
障がいの種類や程度		指導形態		(自校・他校・巡回)			
年間の指導目標							
主な指導内容							
通級指導実施曜日及び時間		曜日(時分～時分) 曜日(時分～時分) 曜日(時分～時分)					
教科等名							道徳 特別活動 総合的な学習の時間 自立活動 合計
週時数							
増減時数							
通級による指導の年間総指導時数(予定)							時間

※ 区分は、新たに通級を開始する場合は「新規」、継続して指導を行う場合は「継続」を記入する。

※ 週時数は、標準授業時数を基に記入する。

※ 「増減時数」には、標準授業時数との差について比較し、+1、-1等で記入する。

(各教科等に替えて行う場合は合計が0, 加えて行う場合は合計が+になる)

(様式 9・23 の記入例)

号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

〇〇〇学校長

通級による指導に係る特別の教育課程について(届)

このことについて、当該児童生徒の教育課程は下記のとおりです。

記

ふりがな 児童生徒氏名	みやぎき かなた	性別	男	学年	3年	区分	新規 継続								
	宮崎 かなた														
在 学 校 名	〇〇県立〇〇附属中学校	学級担任氏名		◇◇ ◇◇											
通級指導校名	□□市立□□中学校	通級担当氏名		〇〇 〇〇		指導開始日									
障 がい 種	情緒障がい通級指導教室	通級開始日		令和 □ 年 1 月 15 日											
		通級終了予定日		令和 □ 年 10 月 30 日											
障がいの種類や程度	授業中は、全く話す姿がみられない。こだわりが強く、やり遂げないと次の行動に移れず、級友とペースが合わない。	指導形態(自校・他校・巡回)		巡回指導		指導終了予定日 (指導の見通しのもと適切に設定する)									
年間の指導目標	誘う、断る、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、実際に学級で使用することができる。														
主な指導内容	一週間の出来事を簡単な絵で視覚化しながら、気持ちや状況を整理し、言語化する。ゲームを通して、人と関わる経験を増やし、他人と接することへの自信と意欲を育てる。														
通級指導実施曜日及び時間				火曜日(15時15分～16時05分)											
教科等名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語		道徳	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動	合計
週時数	2	4	4	4	1	1	3	1	4		1	1	2	1	29
増減時数	-1													+1	0
通級による指導の年間総指導時数(予定)													18時間		

※ 区分は、新たに通級を開始する場合は「新規」、継続して指導を行う場合は「継続」を記入する。

※ 週時数は、標準授業時数を基に記入する。

※ 「増減時数」には、標準授業時数との差について比較し、+1、-1等で記入する。

(各教科等に替えて行う場合は合計が0, 加えて行う場合は合計が+になる)

本年度の予定
(4月～10月)

(様式 24) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

通級による指導の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

生徒氏名		性別		学年	年
在学学校名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導開始月日	令和 年 月 日				
通級指導実施曜日 及び指導時間	曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分				
備考					

※ 通級指導実施曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 25) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長

通級による指導の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

生徒氏名		性別		学年	年
在学学校名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導開始月日	令和 年 月 日				
通級指導実施曜日 及び指導時間	曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分 曜日 時 分 ~ 時 分				
備考					

※ 通級指導実施曜日及び指導時間については、週当たりのすべてについて記入する。

(様式 26) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(在学)校長

在学生の通級による指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導の必要がなくなったと判断しましたので通知します。

記

生徒氏名		性別		学年	年
在学学校名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導終了月日	令和 年 月 日				
備考	指導期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 総指導時数()時間 (本年度()時間) 終了の理由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、校内委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(様式 27) 県立中学校用

号
令和 年 月 日

(市町村)教育委員会教育長 殿
(在学校)校長
保護者

宮崎県教育委員会教育長

在生徒の通級による指導の終了について(通知)

このことについて、下記のとおり通級による指導の必要がなくなったと判断しましたので通知します。

記

生徒氏名		性別		学年	年
在学校名	立 学校				
通級指導校名	立 学校 (障がい種)通級指導教室				
通級指導終了月日	令和 年 月 日				
備考	指導期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 総指導時数()時間 (本年度()時間) 終了の理由				

※ 終了の理由が卒業及び転出の場合を除き、校内委員会等の資料を添付する。

※ 備考欄には、指導期間、指導時数、終了の理由等必要な事項を記入する。

(参考様式)

通級による指導の計画

年 月 日 作成者()

ふりがな 氏 名		性別		学年	
在籍学校		担任氏名		通級指導 開始日	
通級指導校		通級担当者 氏名		本年度通級 指導開始日	
将来の生活に ついての願い	本人				
	保護者				
※障がいの種類や 程度(生徒の状 況、診断等)					

① 実態

【「興味・関心」「長所やよさ」「特技」など】

【困難さ(困っていること)など】

② 自立活動の6区分に即した困難さの整理

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

学年	年	氏名	
----	---	----	--

③ 自立活動の27項目から必要な項目を選定する					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	<input type="checkbox"/> (1)情緒の安定に関する事。	<input type="checkbox"/> (1)他者とのかわりの基礎に関する事。	<input type="checkbox"/> (1)保有する感覚の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	<input type="checkbox"/> (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
<input type="checkbox"/> (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。	<input type="checkbox"/> (2)状況の理解と変化への対応に関する事。	<input type="checkbox"/> (2)他者の意図や感情の理解に関する事。	<input type="checkbox"/> (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。	<input type="checkbox"/> (2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> (2)言語の受容と表出に関する事。
<input type="checkbox"/> (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。	<input type="checkbox"/> (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	<input type="checkbox"/> (3)自己の理解と行動の調整に関する事。	<input type="checkbox"/> (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。	<input type="checkbox"/> (3)言語の形成と活用に関する事。
<input type="checkbox"/> (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。	/	<input type="checkbox"/> (4)集団への参加の基礎に関する事。	<input type="checkbox"/> (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。	<input type="checkbox"/> (4)身体の移動能力に関する事。	<input type="checkbox"/> (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
<input type="checkbox"/> (5)健康状態の維持・改善に関する事。	/	/	<input type="checkbox"/> (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	<input type="checkbox"/> (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	<input type="checkbox"/> (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

④ 長期目標 ※(通級による指導終了に係る到達目標)				
前期	短期目標			
	具体的な指導内容			
	変容・評価			
後期	短期目標			
	具体的な指導内容			
	変容・評価			

※ 記載必須事項